



つくば市 地域福祉計画 (第4期)

令和3年(2021年)3月

〔対象期間〕

令和3年度(2021年度)から
令和7年度(2025年度)まで

ごあいさつ

近年、少子高齢化などにより私たちを取り巻く状況は大きく変化しています。このような中で、つくば市は、社会、経済等の情勢変化に的確に対応し、諸課題を克服しながら次の世代に継承、発展させていくため、SDGsの考え方を取り入れた「持続可能都市」を目指すこととし、中長期的な視点で一貫したまちづくりを行うための道標として「つくば市未来構想」および「第2期つくば市戦略プラン」を策定しました。

このたび策定した「第4期つくば市地域福祉計画」では、つくば市未来構想に掲げる「つながりを力に未来をつくる」というまちづくりの理念をもとに、各計画との整合性を図りながら「地域で支え合い、誰もが安心して自分らしく生きる福祉のまちづくり」を目標に掲げました。この計画を通して住民と市や福祉関係の事業者・団体が力を合わせて、地域社会の福祉課題の解決に取り組む仕組みをつくり、「誰一人取り残さない」という包摂の精神のもと、共生のまちづくりを実現させることを目指します。

本計画の策定に当たり、長期間に渡り多くの御議論をいただきました、つくば市地域計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査、パブリックコメント等により貴重な御意見、御提案をいただきました市民の皆様や、福祉関係に携わる皆様など、御協力をいただきました関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

最後に、本計画の策定段階において、新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るい、私たちの日常生活や社会システムに甚大な影響を及ぼしています。先行きが不透明な中、今後もできる限りの対策を柔軟に実施し、皆様とともにこの困難を乗り越え、地域を基盤とした共生のまちづくりを実現していきます。



令和3年（2021年）3月

つくば市長 五十嵐 立青

目 次

I はじめに	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 地域福祉計画に関する国と県の動向	2
(1) 国の動向	2
(2) 県の動向	3
3 「つくば市地域福祉計画（第4期）」の位置づけ	4
4 計画の期間	5
5 計画の策定方法	6
(1) 計画策定に当たっての基本的考え方	6
(2) 計画の策定方法	6
II 地域福祉をめぐる市の現状と課題	7
1 つくば市の現状	8
(1) 人口推移と少子高齢化の進展状況	8
(2) 高齢者世帯・ひとり親世帯の状況	10
(3) 要介護・要支援の認定状況	11
(4) 障害者の状況	12
(5) 被保護世帯・人員の状況	13
(6) 避難行動要支援者と避難行動要支援希望者登録状況	14
2 アンケート調査とヒアリング調査の結果にみる市民意識	15
3 第3期計画の推進状況	31
4 計画策定に当たってのポイント	32
III 計画の体系	33
1 計画の基本目標	34
2 計画の基本施策	34
3 計画の体系図	35
IV 施策の展開	37
基本施策1 相互に支え合う地域共生のまちづくり	38
基本施策2 誰もが十分なサービスを利用できる支援体制の強化	42
基本施策3 誰もが安心して暮らせるための包括的支援の充実	49
V 計画の推進と進捗の管理	56
1 市民協働による計画の推進	57
2 地域福祉の役割分担	58
3 計画の進捗を管理する体制	58
資料編	59
1 つくば市地域福祉計画（第4期）策定の経過	60
2 つくば市地域福祉計画策定委員会設置要綱	61
3 つくば市地域福祉計画策定委員会名簿	62

I はじめに

1 計画策定の背景と趣旨

我が国では、2025年に「団塊の世代」に属するすべての人が、要介護のリスクが急速に高まる後期高齢者となること、また、高齢者や社会を支える中心年代である15歳～64歳までの生産年齢人口が減少を続けることは、避けることができない既定の近未来となっています。

高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者世帯が増え続ける一方で、高齢の親が引きこもり状態などの子どもの世話を続ける8050問題、介護と育児が同時期に重なるダブルケアなど、従来の福祉の仕組みでの対応が難しい複雑化・多様化した生活課題が顕在化してきています。

本市においては、福祉で選ばれるまちを目指し、「みんなで支えあい、快適で安心を実感できる福祉のまちづくり」を目標とした「つくば市地域福祉計画（第3期）」を平成28年（2016年）3月に策定し、地域福祉を推進してきました。

この度、第3期計画が最終年度を迎えるに当たり、そうした新たに顕在化した課題への対応や高齢者や障害者の権利擁護、制度の狭間にある人への支援など、今後取り組むべき事項を加えて、本市の地域福祉を更に推進するため、つくば市地域福祉計画（第4期）を策定することとしました。

2 地域福祉計画に関する国と県の動向

（1）国の動向

国は、人々が様々な生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域において住民同士が「支え手」「受け手」という関係を超越して支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」として体制の整備を進めています。

その改革の一環として、平成29年（2017年）5月に「地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により社会福祉法の一部を改正し、平成30年（2018年）4月に施行しました。改正の主なポイントは次のとおりです。

- 地域共生社会の実現に向けて、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な「地域生活課題」について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指すという「地域福祉の方法」が明記されました。（法第4条第2項）
- 地域福祉を推進するに当たっての「国及び地方公共団体の責務」を定め、その責務を具体化し、公的責任を明確にするため、「包括的な支援体制の整備」に努めることが規定されました。（法第6条第2項、法第106条の3）
- 「福祉の各分野における相談支援を担う事業者の責務」として、自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合に、必要に応じて適切な支援機関につなぐことが努力義務とされました。（法第106条の2）
- 「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を定め、他の分野別計画の「上位計画」として位置づけられました。（法第107条）

（２）県の動向

茨城県では、社会福祉法第 108 条の規定に基づき、県の地域福祉の向上と市町村地域福祉計画の推進を支援するために、茨城県地域福祉支援計画を以下のとおり策定してきました。

茨城県地域福祉支援計画	（計画期間：平成 16 年度～平成 20 年度）
茨城県地域福祉支援計画（第 2 期）	（計画期間：平成 21 年度～平成 25 年度）
茨城県地域福祉支援計画（第 3 期）	（計画期間：平成 26 年度～平成 30 年度）
茨城県地域福祉支援計画（第 4 期）	（計画期間：平成 31 年（令和元年）度～令和 5 年度）

現在推進中の第 4 期計画では、「地域に暮らす一人ひとりが地域の担い手として、ともに支え合い助け合い、安心して暮らせる地域社会づくり」を目標に、3 つのチャレンジ、すなわち「支え合いの地域づくり」、「支え合いを担う『人財づくり』」、「福祉を支える『環境・基盤づくり』」を設定し、具体的施策を展開しています。

3 「つくば市地域福祉計画（第4期）」の位置づけ

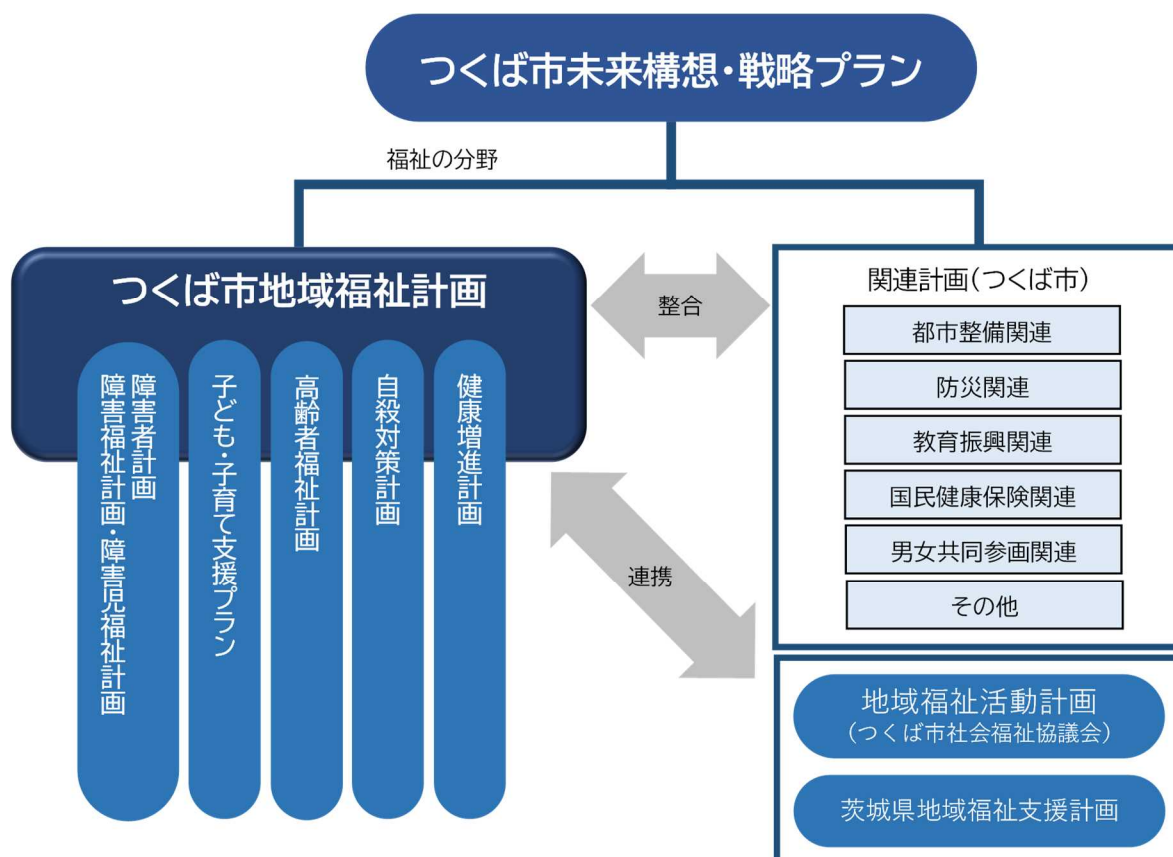
つくば市地域福祉計画（第4期）は、社会福祉法第107条に規定された「市町村地域福祉計画」として位置付けられ、「つくば市未来構想」を上位計画とし、対象者ごとに策定される、福祉に関連する個別計画を横断的につなぎ、地域福祉に関する事項を具体化するものです。

また、第3期計画の取組に加えて、これまでの社会福祉法の改正内容や通知、地域福祉に関連する内容を盛り込むとともに、現在、本市において推進している各計画との整合性を図り、共通の理念に基づき、地域福祉に係る基本的な取組を具体化したものです。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項



4 計画の期間

つくば市地域福祉計画（第3期）は、平成28年度（2016年度）から令和2年度（2020年度）までの5か年の計画として策定されました。第4期計画は、地域福祉活動を切れ目なく継続するために、令和3年度（2021年度）を初年度とし、令和7年度（2025年度）を最終年度とする5か年を計画期間とします。

なお、社会情勢や市の状況の変化等を考慮し、令和5年度をめやすとして客観的評価を含めた中間評価を、更に令和7年度に最終評価を実施し、その結果を市のホームページ等で公表することとします。



5 計画の策定方法

（１）計画策定に当たっての基本的考え方

本計画策定に当たっては、市の現状、アンケート調査結果、民生委員等のヒアリング結果にみえる市民意識、第３期計画の推進状況を踏まえるとともに、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（平成 29 年厚生労働省社援発 1212 第 2 号等）に示された「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」において、市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項とされた次の内容を踏まえ、策定することを基本的な考え方としました。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

（２）計画の策定方法

策定の基本的考え方を踏まえ、本計画策定に当たっては、地域福祉に関する市民の現在の意識や要望等を把握するため、市が近年実施した「未来構想」、「高齢者」、「障害者」、「子ども」、「健康」の分野ごとのアンケート調査結果を地域福祉の観点から再評価しました。

また、公募による市民の代表や保健・医療・福祉関係者、学識経験者で構成された「つくば市地域福祉計画（第４期）策定委員会」を設置し、計画内容の検討・協議を行いました。

さらに、計画案について市民の意見を広く募集するためのパブリックコメントを実施し、計画最終案への反映に努めました。

Ⅱ 地域福祉をめぐる市の現状と課題

1 つくば市の現状

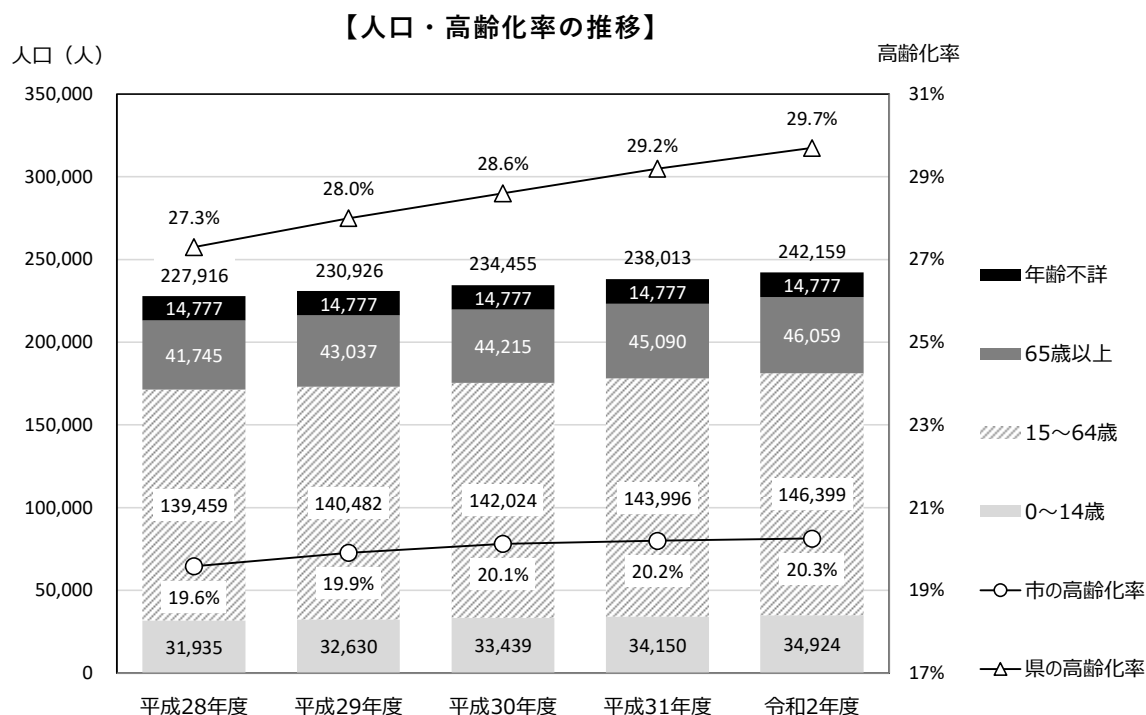
(1) 人口推移と少子高齢化の進展状況

つくば市では年に3,000～4,000人のペースで人口が増加しています。令和2年度の総人口は242,159人で、平成28年度からの4年間で14,243人増加しました。

人口の増加は、3区分した全ての年代に渡っており、0～14歳の年少人口は2,989人、15～64歳の生産年齢人口は6,940人、65歳以上の高齢者人口は4,314人の増加となっています。

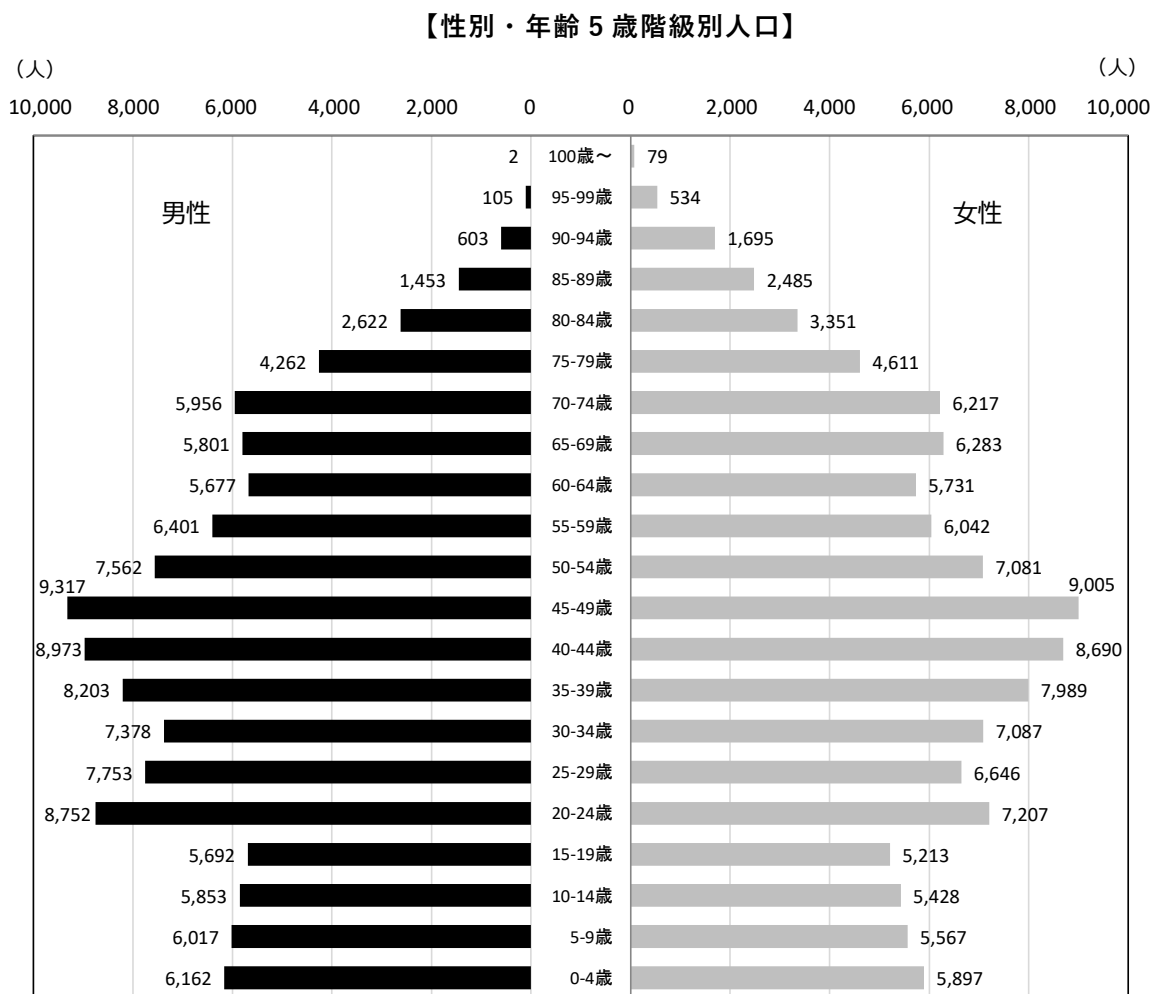
総人口に占める高齢者人口の割合（高齢化率）は平成30年度に20%を超えましたが、その後は年に0.1%程度のゆるやかな伸びとなっており、茨城県全体の高齢化率と比較すると9ポイント程度低く、その差は拡大する傾向にあります。

令和2年度のつくば市の5歳階級別の人口をみると、「団塊の世代」とよばれる70～74歳の年代の子どもでもある「団塊ジュニア」に当たる45～49歳の年代が男女とも最も多くなっています。また、19歳以下の年代では、年代の低下とともに人口が増加する本来の人口ピラミッドの特徴がみられることから、つくば市においては少子高齢化の進展は限定的といえます。



資料：茨城県常住人口調査（各年度4月1日時点）

Ⅱ 地域福祉をめぐる市の現状と課題

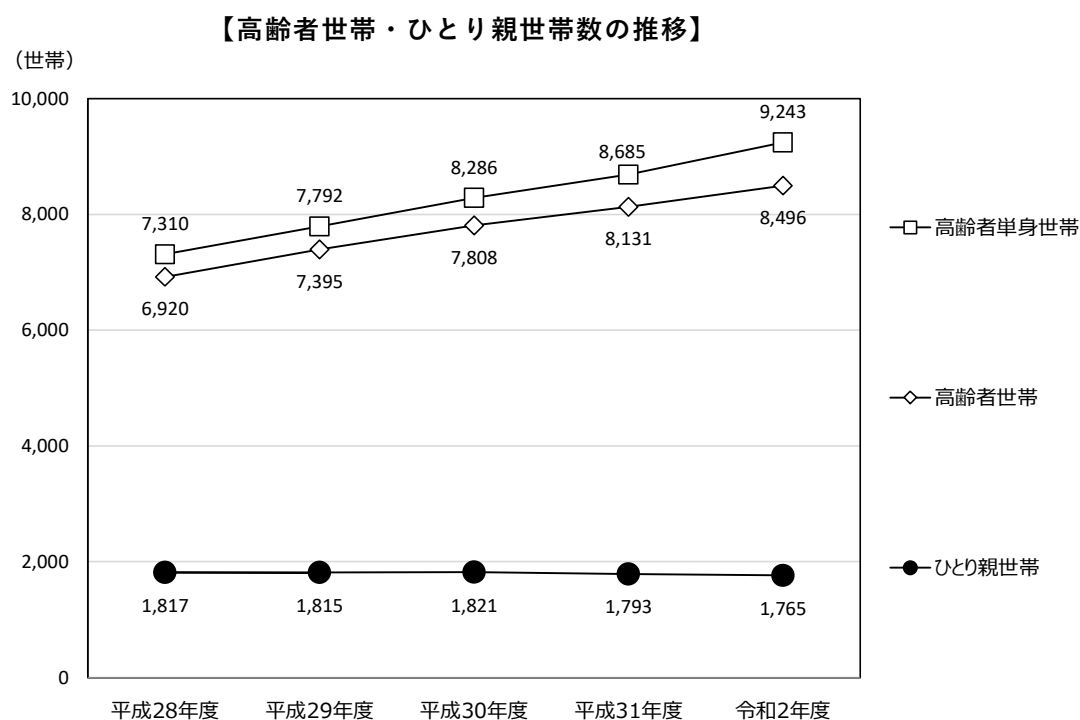


資料：茨城県常住人口調査（令和2年4月1日時点）

（２）高齢者世帯・ひとり親世帯の状況

つくば市における高齢者世帯と高齢者単身世帯の数は年々増加しており、令和２年度で、高齢者世帯は 8,496 世帯、高齢者単身世帯は 9,243 世帯と、平成 28 年度からの 4 年間でそれぞれ 1,576 世帯、1,933 世帯増加しています。

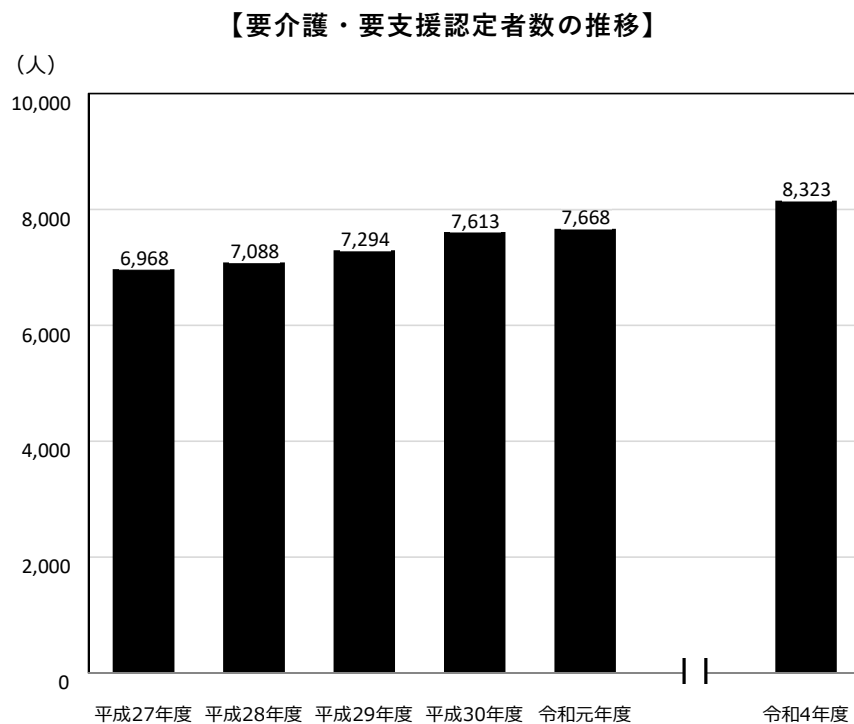
一方、20 歳未満の子どもがいるひとり親世帯はゆるやかな減少傾向にあり、令和２年度で 1,765 世帯と、平成 28 年度と比較して 52 世帯の減少となっています。



資料：高齢福祉課（高齢者世帯・高齢者単身世帯）、こども政策課（ひとり親世帯）
（各年度 4 月 1 日時点）

（３）要介護・要支援の認定状況

つくば市の要介護 1～5 及び要支援 1～2 の認定者数は、年々増加しています。令和元年度の認定者数は 7,668 人と、平成 27 年度からの 4 年間で 700 人増加しました。認定者数は今後も増加が見込まれ、令和 4 年度には 8,323 人になると推計しています。

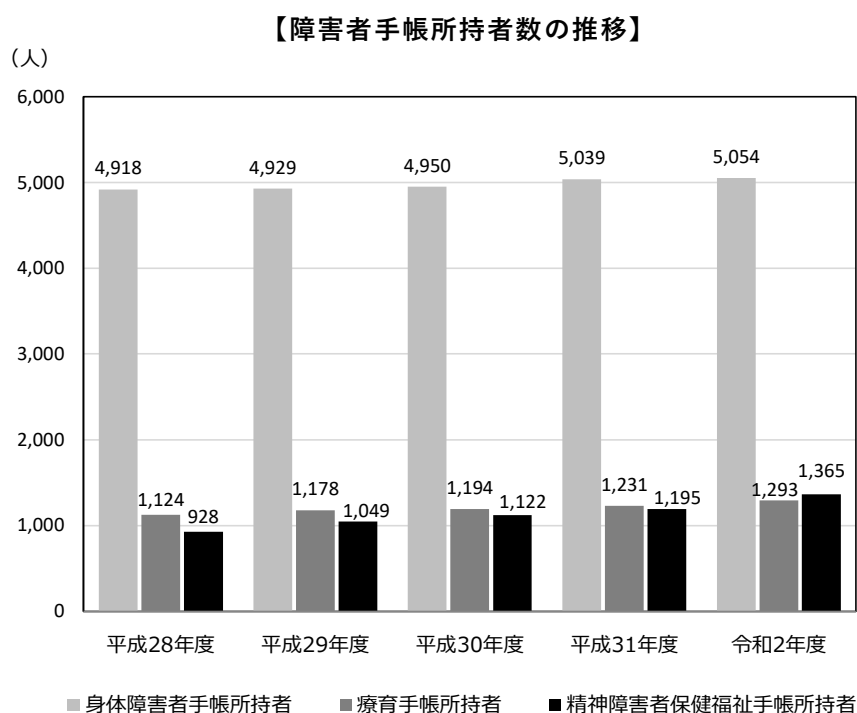


資料：介護保険課（各年度 3 月 3 1 日時点）

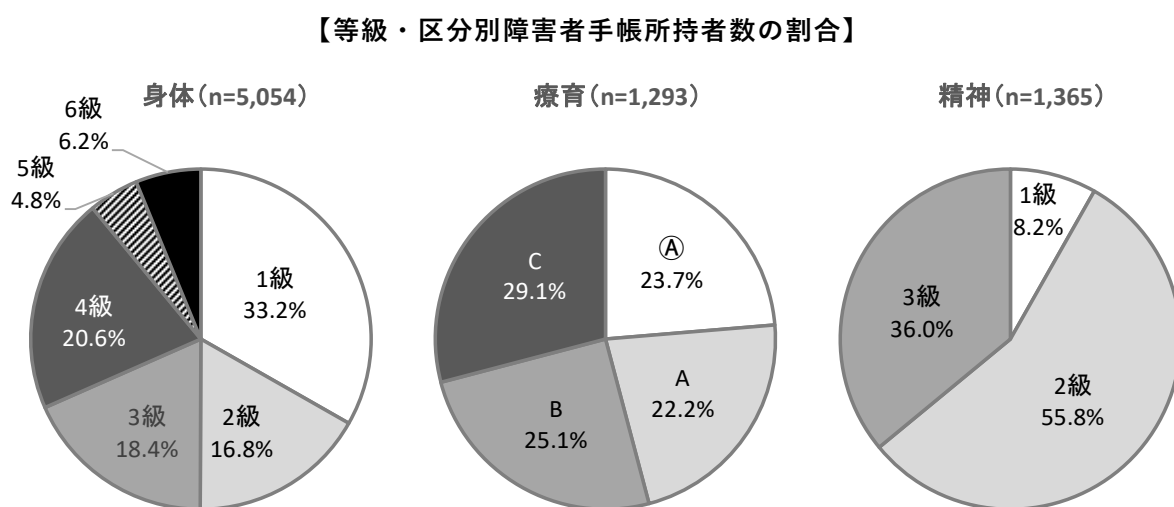
（４）障害者の状況

つくば市の障害者手帳所持者数をみると、令和２年度で身体障害者手帳所持者は 5,054 人、療育手帳所持者数は 1,293 人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は 1,365 人となっています。平成 28 年度からの増加数では、精神障害者保健福祉手帳所持者が 437 人と最も多く、身体障害者手帳所持者と療育手帳所持者はそれぞれ 136 人、169 人となっています。

障害者手帳の等級・区分別にみると、令和２年度で身体障害者では１級、療育手帳所持者では C、精神障害者保健福祉手帳所持者では２級がそれぞれ最も多くなっています。



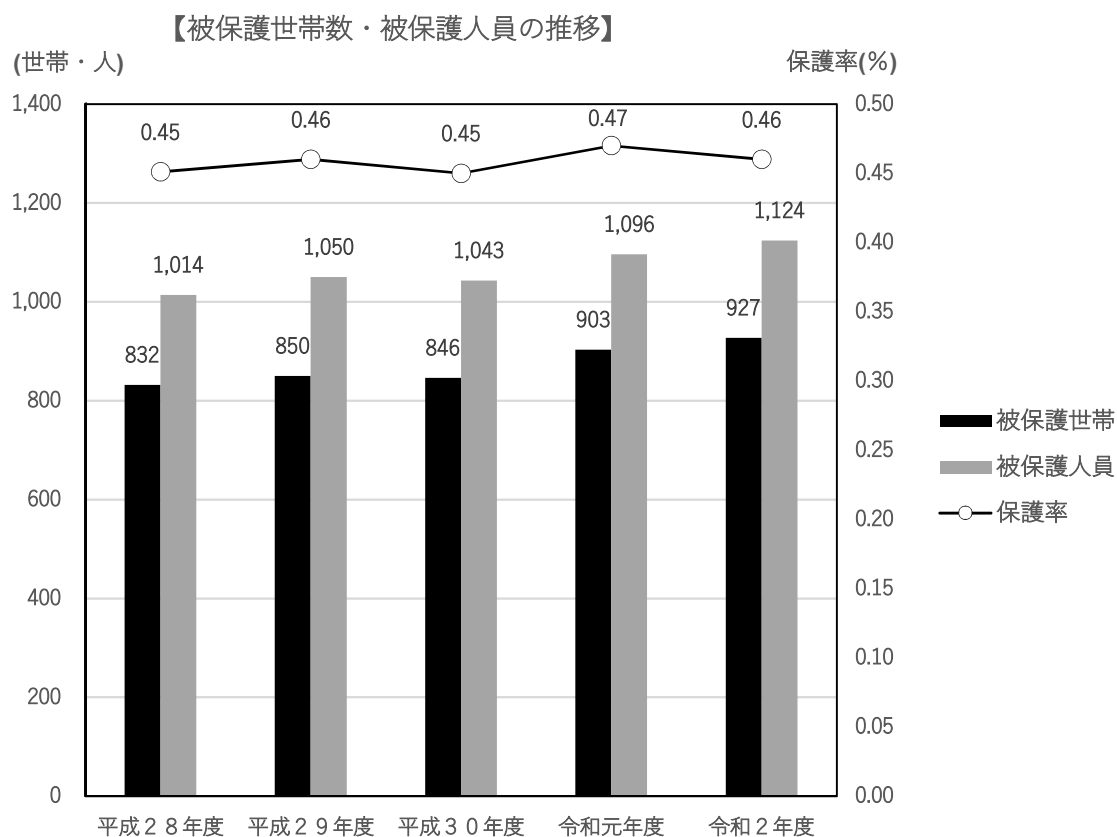
資料：障害福祉課（各年 4 月 1 日時点）



資料：障害福祉課（令和 2 年 4 月 1 日時点）

(5) 被保護世帯・人員の状況

つくば市における生活保護に関して、被保護世帯は平成 30 年度以降増加、被保護人員は平成 28 年度以降増加傾向にあり、令和 2 年度で、被保護世帯は 927 世帯、被保護人員は 1,124 人となっています。保護率については、平成 28 年度以降 0.45～0.47% の間での安定した推移となっています。



資料：社会福祉課（各年 4 月 1 日時点）

（６）避難行動要支援者と避難行動要支援希望者登録状況

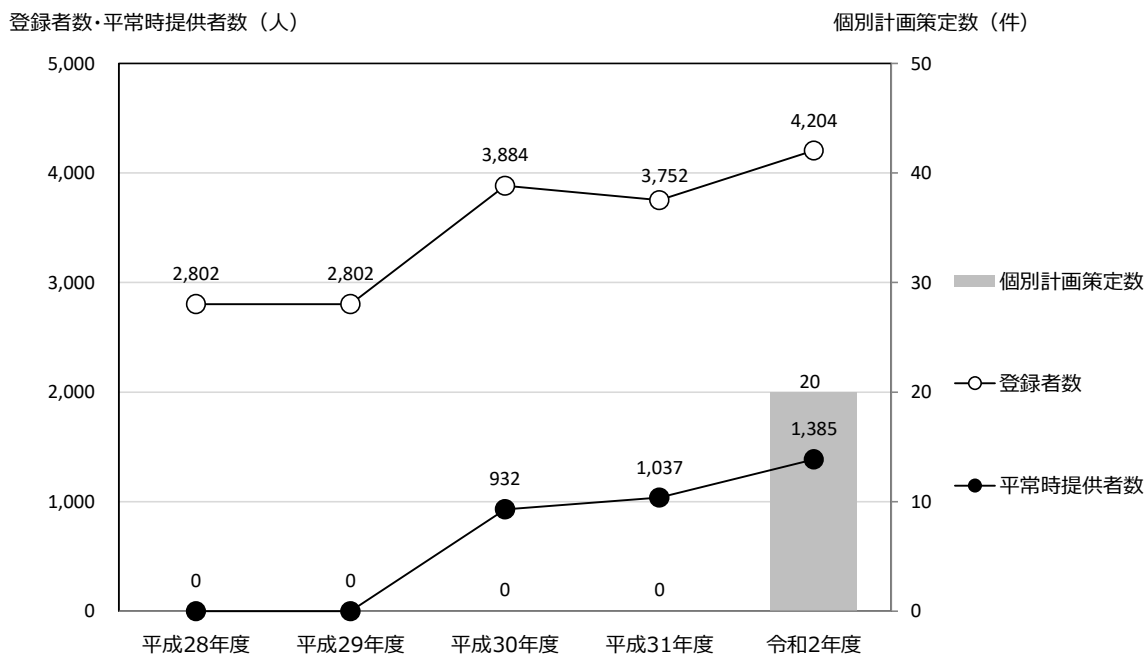
つくば市の地域防災計画の中で、「避難行動要支援者」を以下のように定義しています。

避難行動要支援者

- 介護保険の要介護認定者（要介護認定 3～5 を受けている）
- 身体障害者（1・2 級）総合等級第 1 種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
- 知的障害者（療育手帳①・A）
- 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳 1 級なおかつ単身世帯の方）
- その他、自ら避難することが困難と市が判断する者

避難行動要支援者名簿に登録された人数は、令和 2 年度で 4,204 人、個別計画は 20 件が策定されています。

【避難行動要支援者名簿登録者数等の推移】



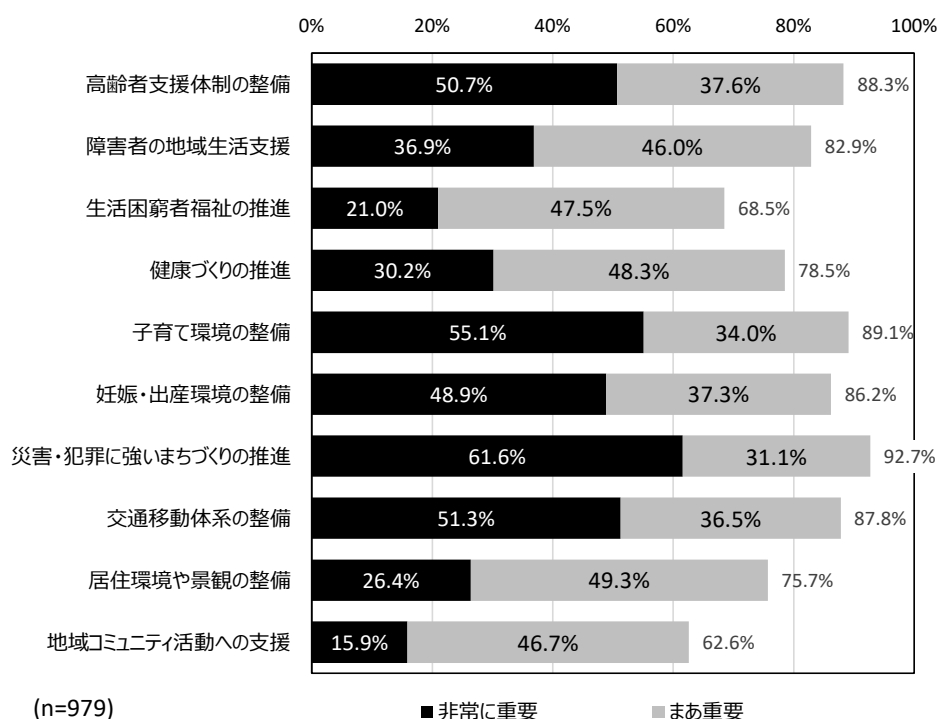
資料：社会福祉課（各年 4 月 1 日時点、但し令和 2 年は未確定値）

2 アンケート調査とヒアリング調査の結果にみる市民意識

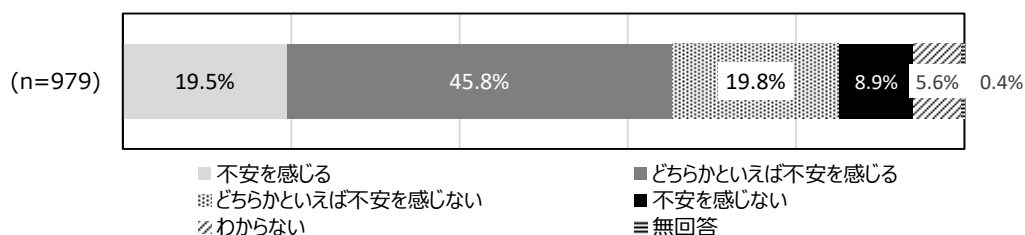
「つくば市地域福祉計画（第4期）」策定に当たり、市が実施した「未来構想」、「高齢福祉（令和元年度）」、「障害福祉（令和元年度）」、「子ども子育て（平成25年度、平成30年度）」、「健康（令和元年度他）」に関するアンケート調査結果を地域福祉の観点から再評価し、地域福祉を充実させていくための主要な課題を明らかにしました。

※タイトルに続く【】内は引用したアンケート調査を示しています。

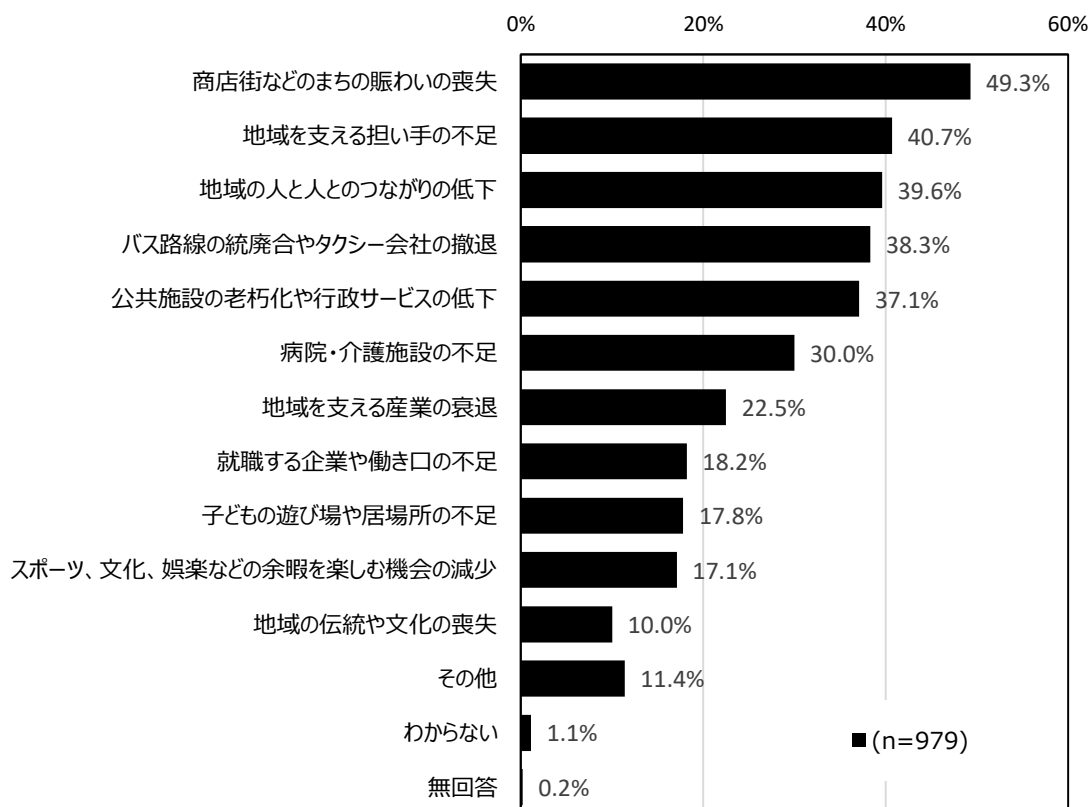
■今後力を入れるべき取組【未来構想 ※抜粋】



■地域の未来に対する意識【未来構想】

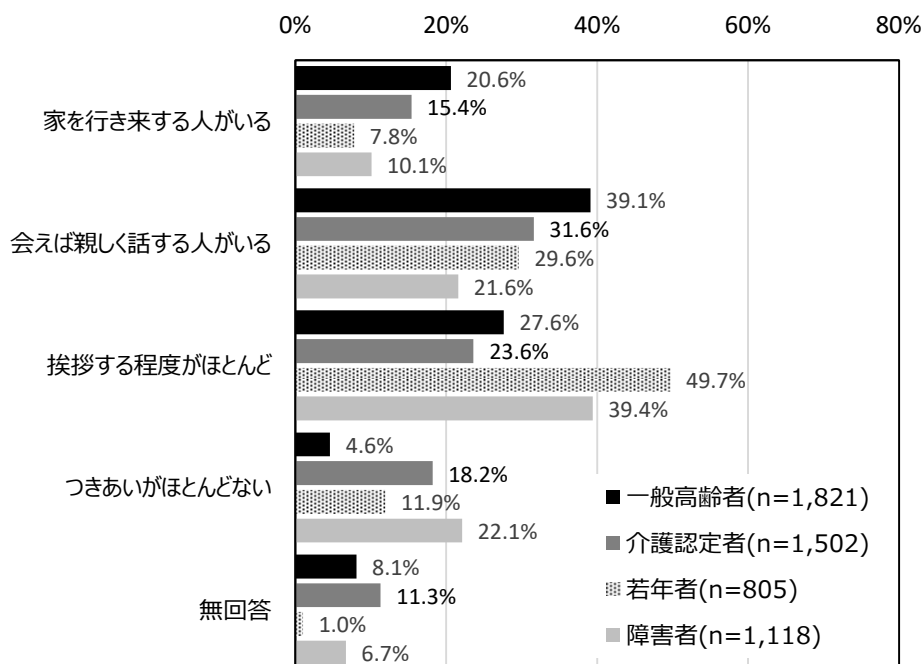


■具体的に不安を感じること【未来構想】



■近所づきあいについて【高齢福祉】【障害福祉】

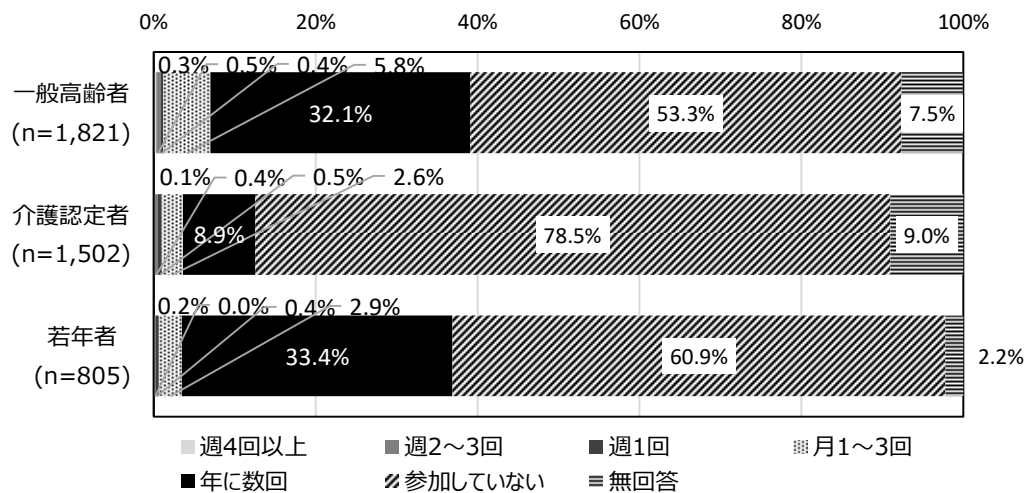
若年層、障害者では近所づきあいが薄い人（「挨拶程度」＋「ほとんどない」）が60％を超えています。



Ⅱ 地域福祉をめぐる市の現状と課題

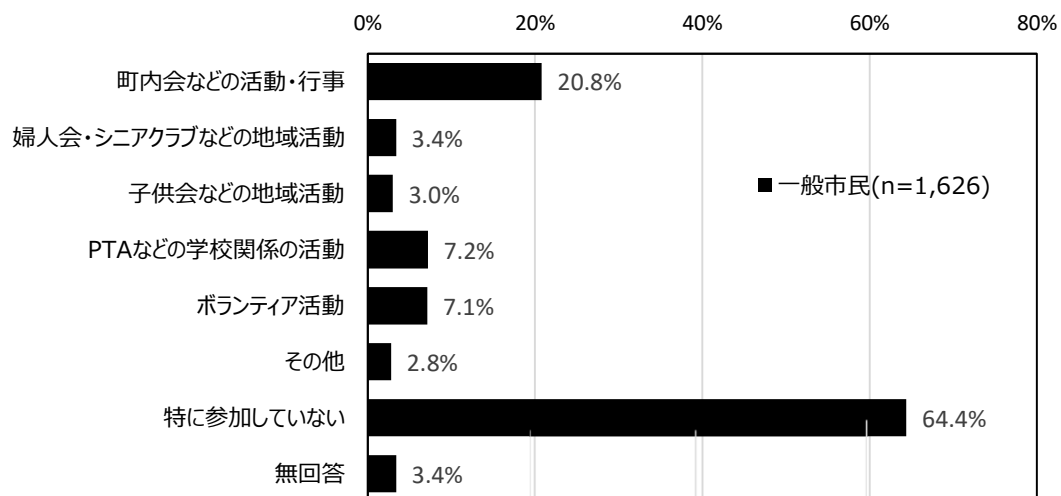
■自治会への参加について【高齢福祉】

自治会に参加している人は一般高齢者で 39.1%、若年者でも 36.9%弱いますが、大半は「年に数回」に留まっています。



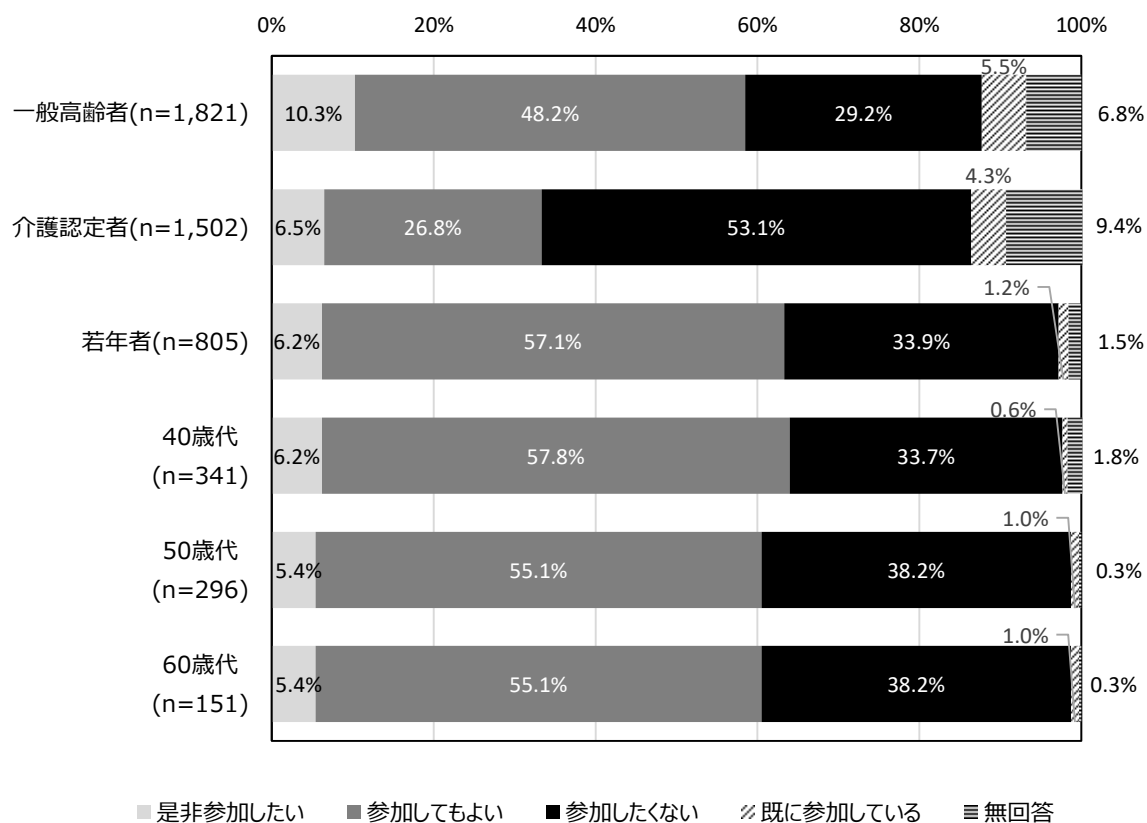
■参加している地域活動【健康】（複数回答）

参加している地域活動は、最も多い「町内会などの活動・行事」が 20.8%ですが、それ以外の活動は 10%未満で、ボランティア活動に参加している人は 7.1%です。



■地域づくり活動への“参加者としての”参加【高齢福祉】

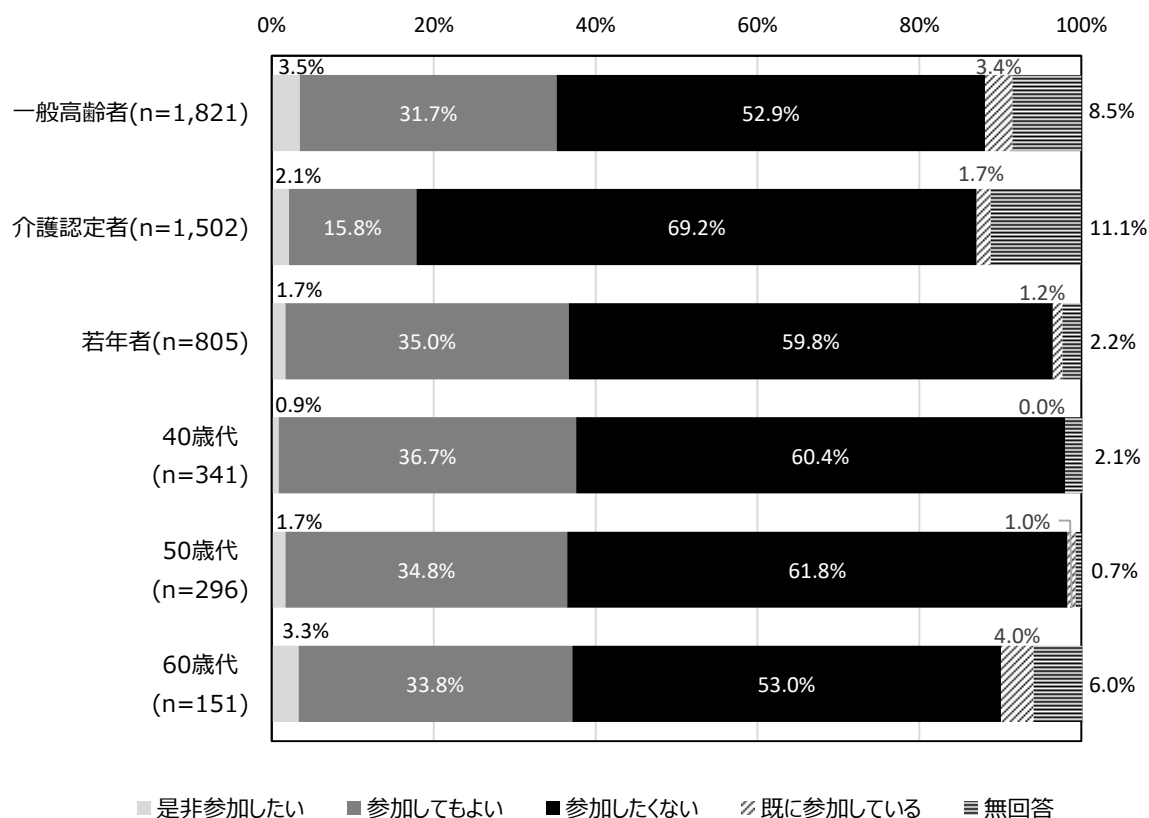
地域づくり活動に参加者として（すなわち受け身で）参加してもよい人は、介護認定者を除いて概ね60%いますが、「是非参加したい」との積極的な人は一般高齢者で10.3%、若年者では6.2%です。



Ⅱ 地域福祉をめぐる市の現状と課題

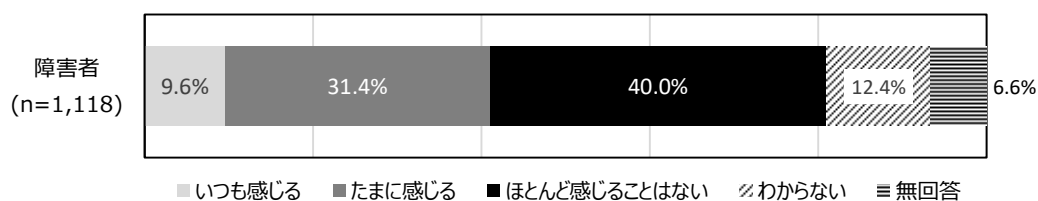
■地域づくり活動への“お世話役としての”参加【高齢福祉】

地域づくり活動へ、お世話役（＝スタッフ）として参加してもよい人は 30％台に留まっています。「是非参加したい」との積極的な人は一般高齢者で 3.5％であり、40 歳代から 60 歳代まで、年代ごとに 0.9％、1.7％、3.3％と徐々に増えています。



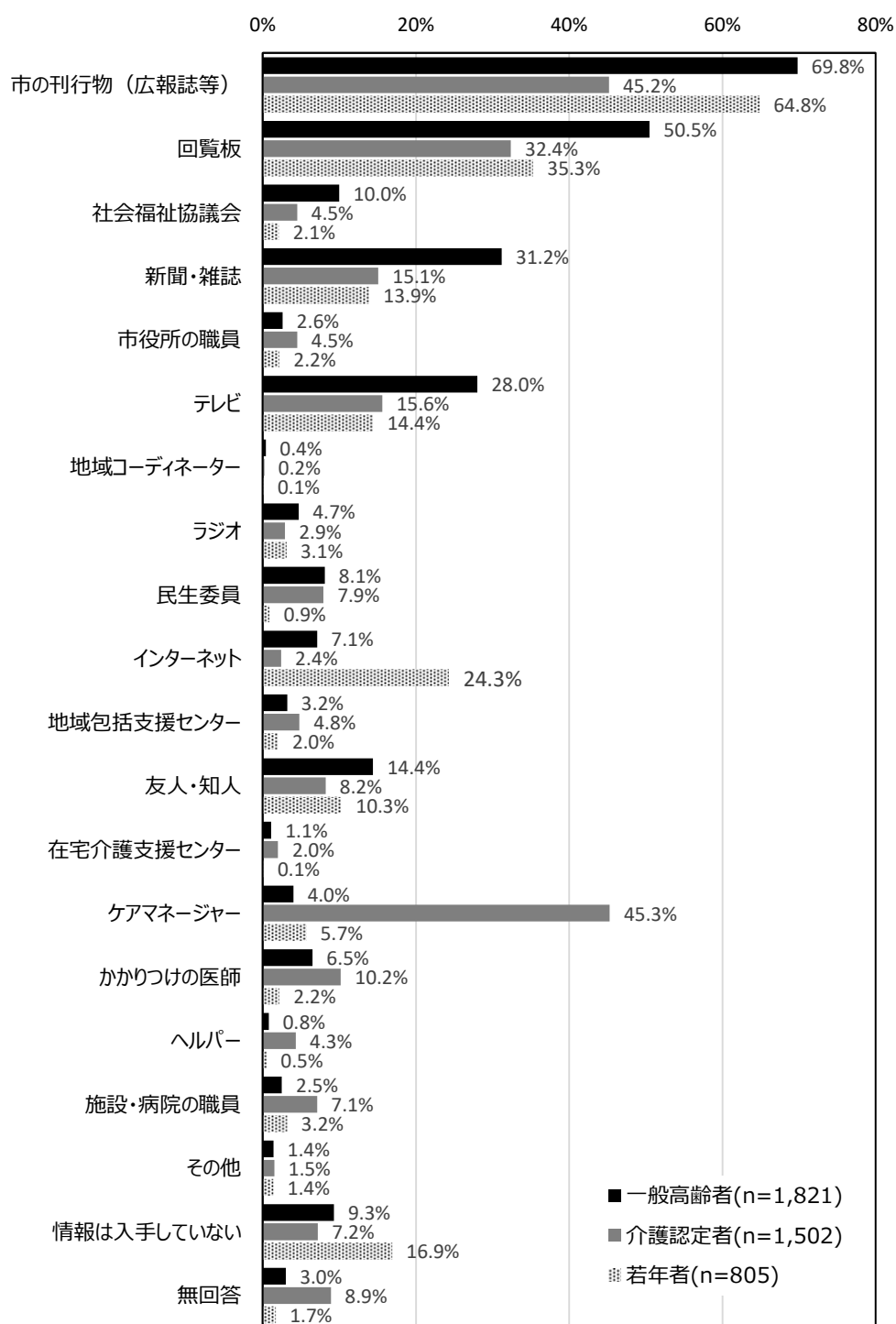
■障害があることで差別を感じたことの有無【障害福祉】

差別を「いつも感じる」障害者は 1 割で、「たまに感じる」を合わせると 41.0％となっています。全ての人が尊重される共生社会づくりに向け、障害・障害者への理解促進を更に図る必要があります。



■高齢者福祉サービスや市政に関する情報の入手先【高齢福祉】

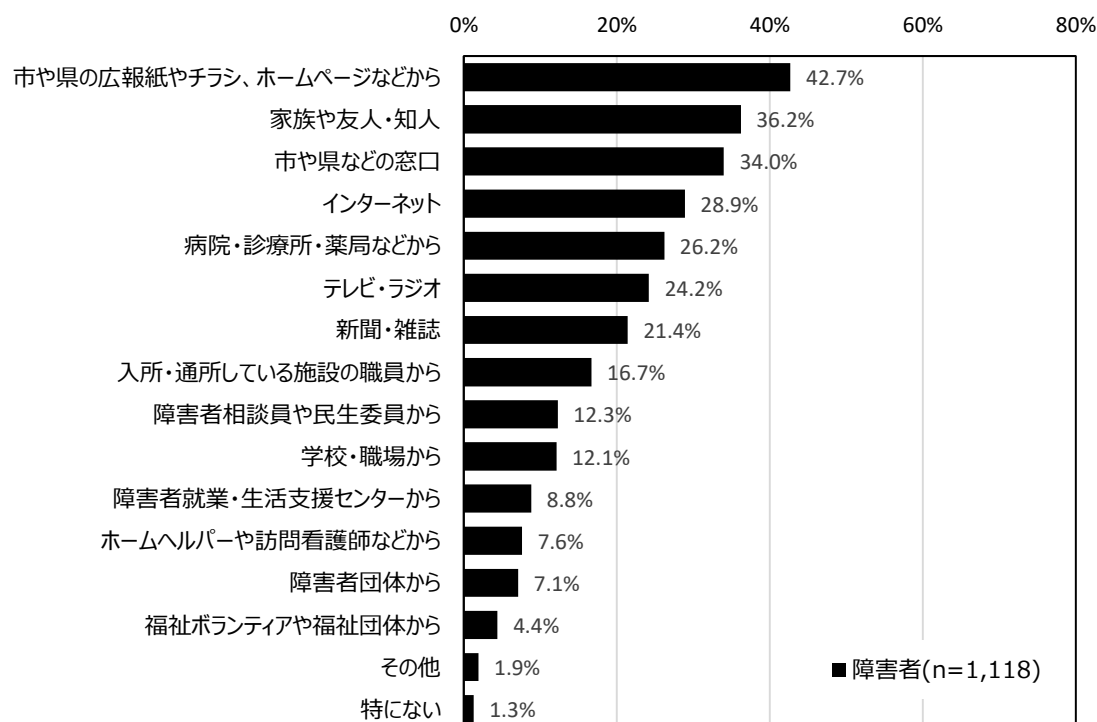
情報の入手先では、広報誌や回覧板が多くあげられていますが、市役所の職員や社会福祉協議会、地域包括支援センターなどは10%以下であり、あまり活用されていません。



Ⅱ 地域福祉をめぐる市の現状と課題

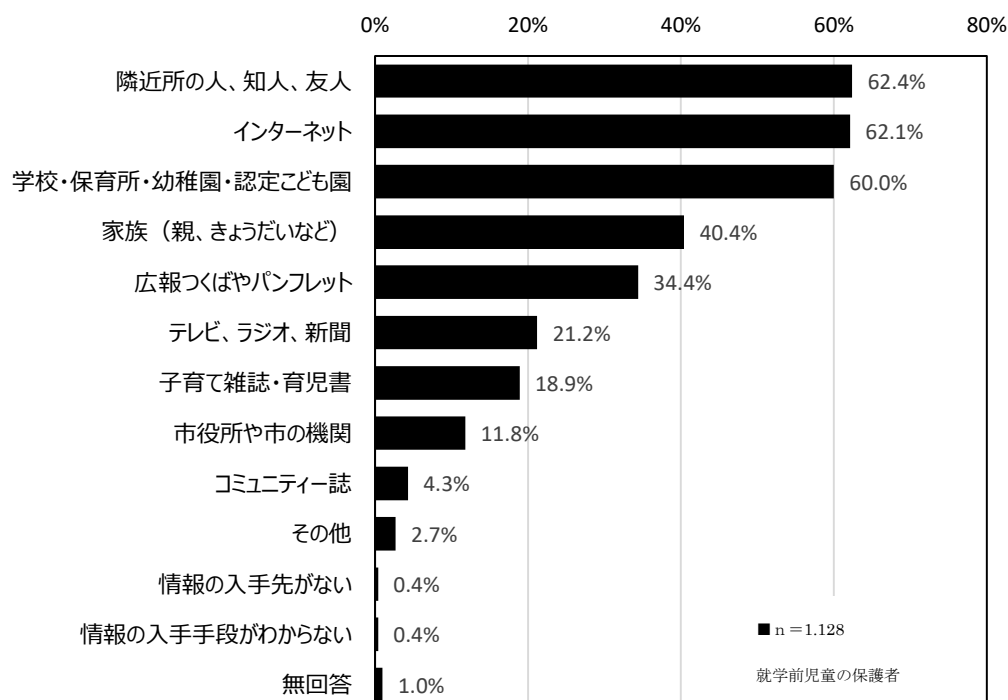
■福祉サービスや福祉制度に関する情報の入手先【障害福祉】

障害者についても、情報の入手先として広報紙やチラシが大きな割合となっています。また、市や県の窓口も34.0%と、高齢者との違いがみられます。



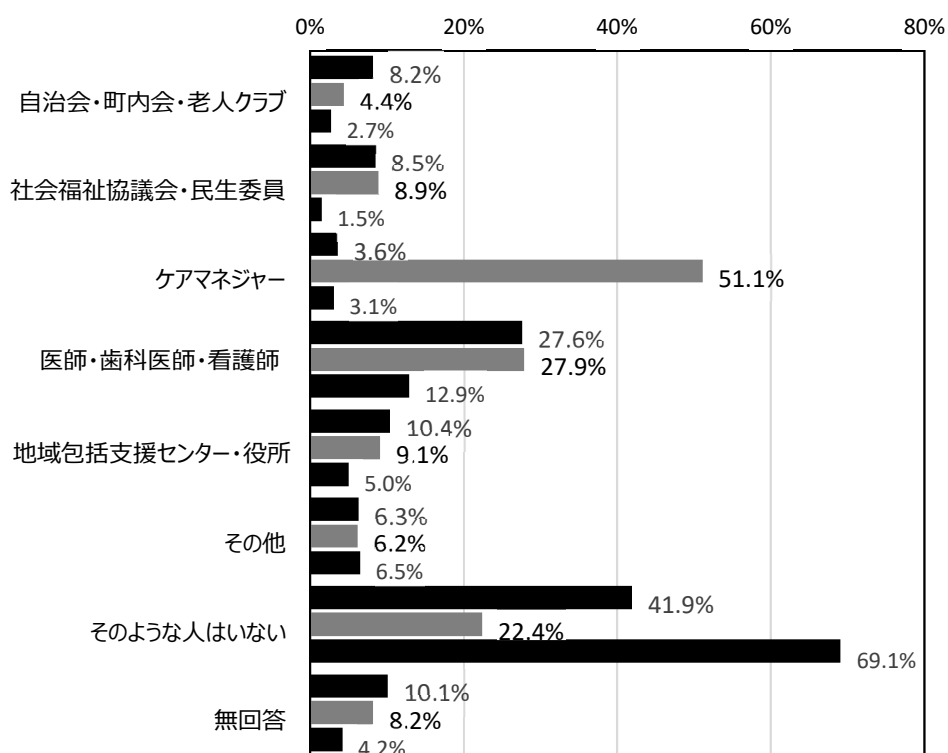
■子育て情報の入手先【子ども子育て】

入手先は「隣近所の人、知人、友人」の割合が62.4%と高く、次いで「インターネット」「学校・保育所・認定こども園」が60.0%を超えています。一方、市役所や市の機関は11.8%と低くなっています。



■友人・知人以外で何かあったときの相談相手【高齢福祉】

何かあったときに相談する相手が「いない」と回答した人が、40～60 歳代の若年者で 69.1%に達しています。一般の高齢者でも 41.9%の人は「いない」と回答しています。

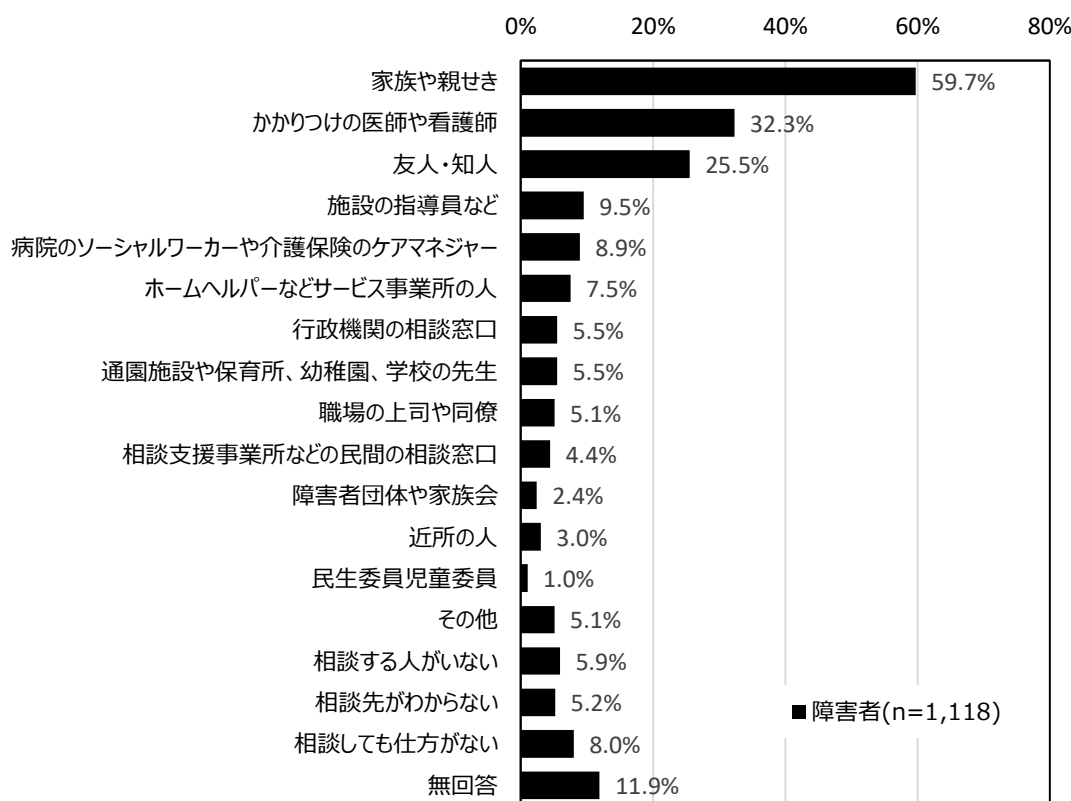


■一般高齢者(n=1,821) ■介護認定者(n=1,502) ■若年者(n=805)

Ⅱ 地域福祉をめぐる市の現状と課題

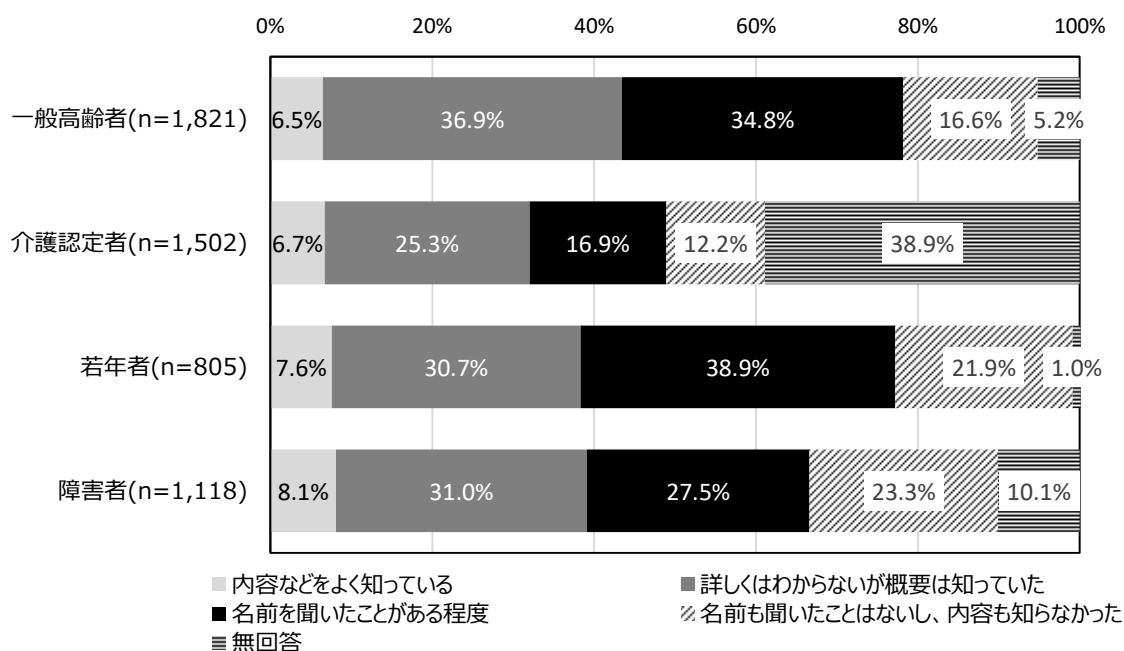
■日常生活で困ったことの相談先【障害福祉】

障害者が日常生活で困ったことを相談する先は、身近な「家族や親せき」、「かかりつけの医師や看護師」、「友人・知人」が上位を占めています。「行政機関の相談窓口」は5.5%で十分活用されていません。また、「相談する人がいない」が5.9%、「相談先がわからない」が5.2%、「相談しても仕方がない」が8.0%あり、改善への取組が必要です。



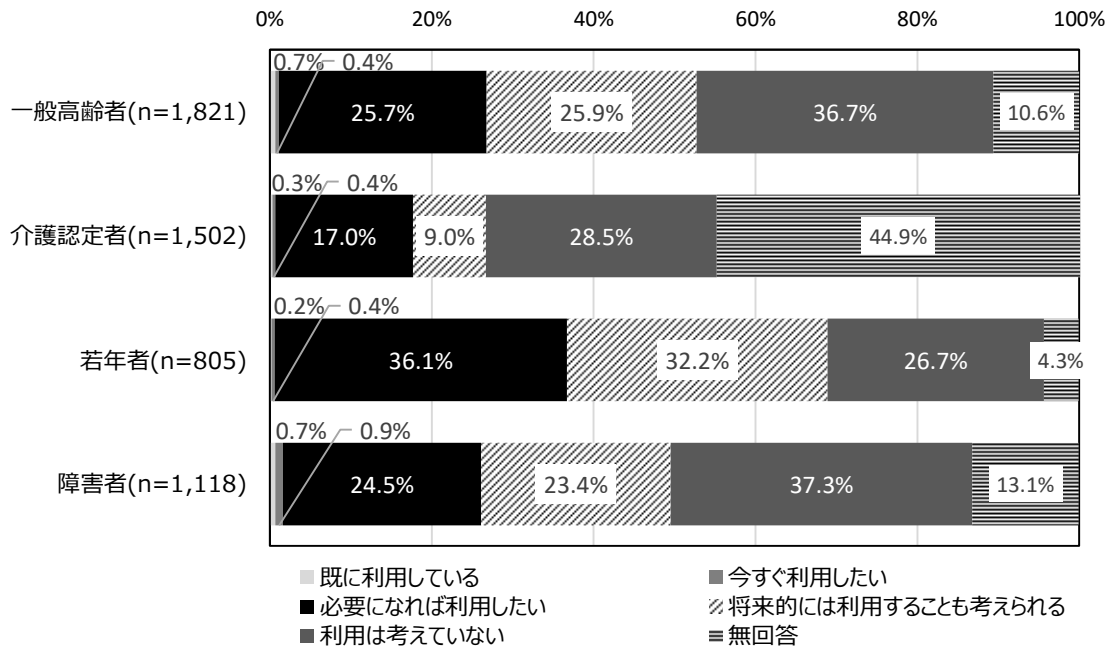
■成年後見制度の認知度【高齢福祉】【障害福祉】

成年後見制度について「概要は知っていた」までの人は概ね 40%です。若年者と障害者では、「名前も聞いたことはない」人も 20%を超えています。



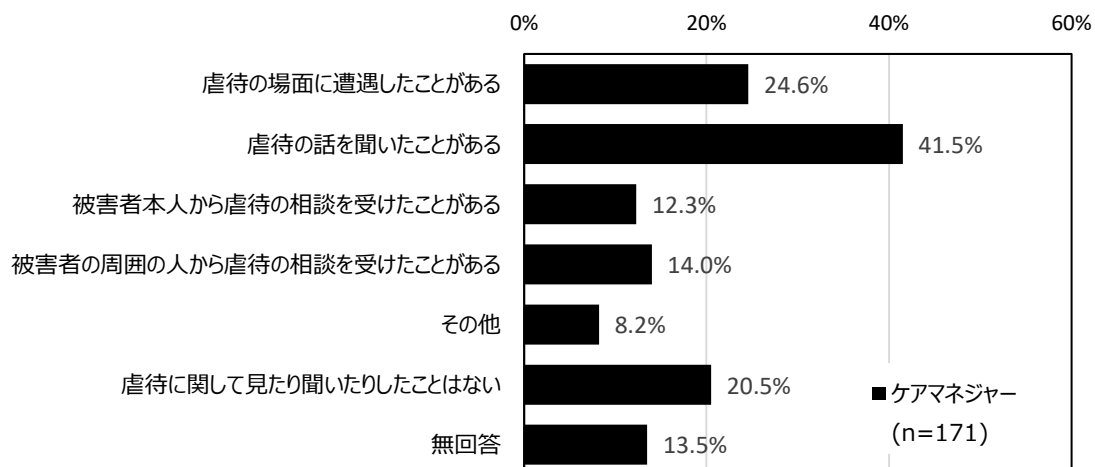
■成年後見制度の利用意向【高齢福祉】【障害福祉】

成年後見制度の利用について「将来的には利用することも考えられる」と回答した人の中には、「名前を聞いたことがある程度」の人も含まれています。適切な情報を提供していくことが重要となっています。



■高齢者虐待が疑われる事例【高齢福祉】

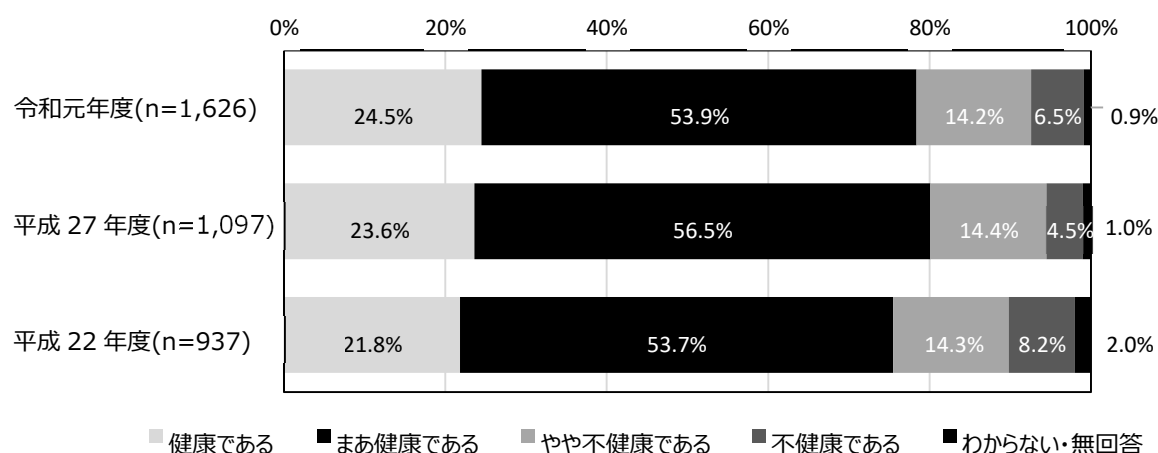
ケアマネジャーのうち、60%以上の人は高齢者への虐待を直接・間接に見聞きしているという深刻な状況がうかがえます。



Ⅱ 地域福祉をめぐる市の現状と課題

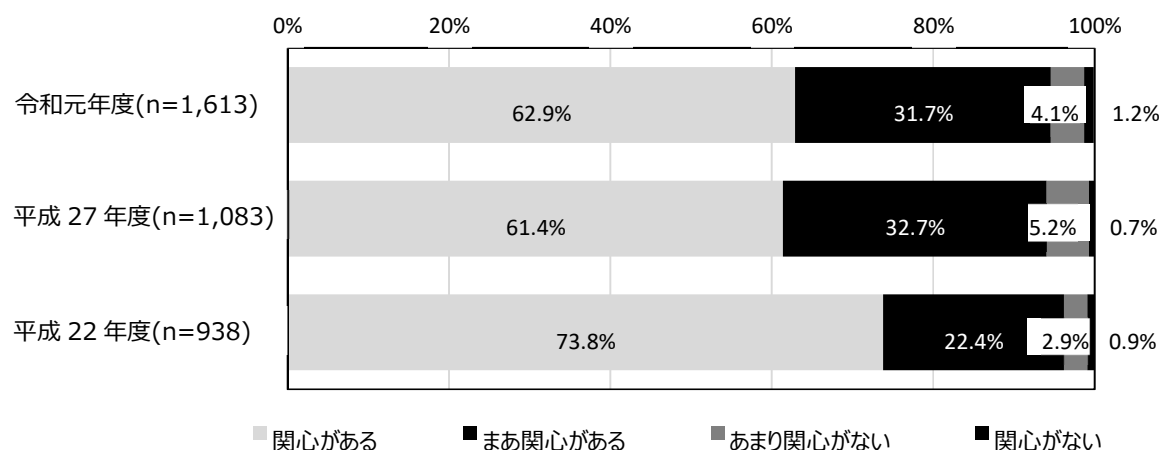
■自分自身の健康状態【健康】

自分自身を「健康だと思っている」は、平成 22 年度は 75.5%に対し平成 27 年度では 80.1%に増加しましたが、令和元年度では 78.4%と頭打ちの状況になっています。



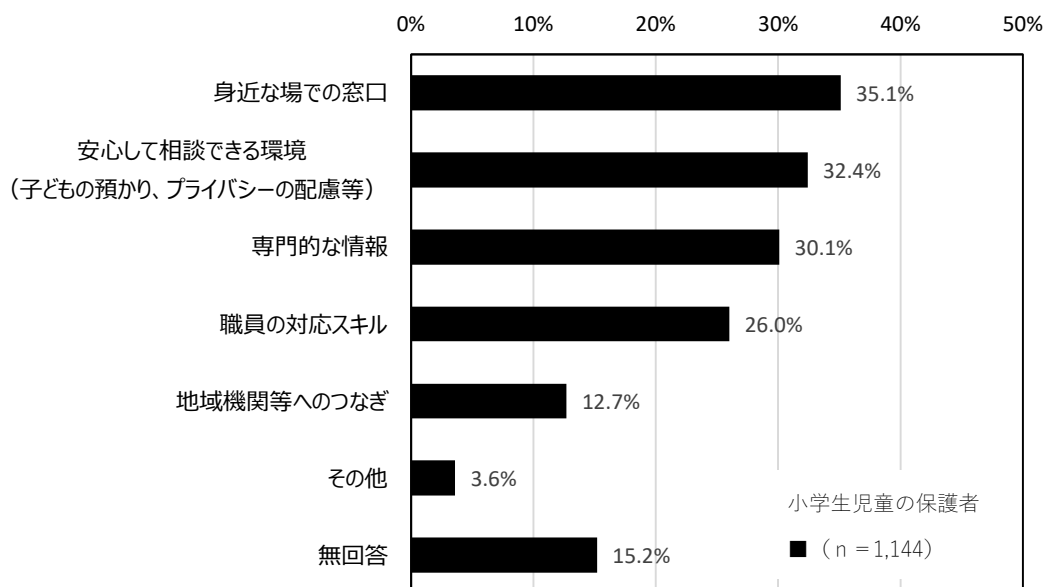
■健康への関心【健康】

「関心がある」は平成 22 年度の 96.2%から平成 27 年度は 94.1%に低下し、令和元年度も 94.6%（年齢調整後 94.5%）と反転は見られません。



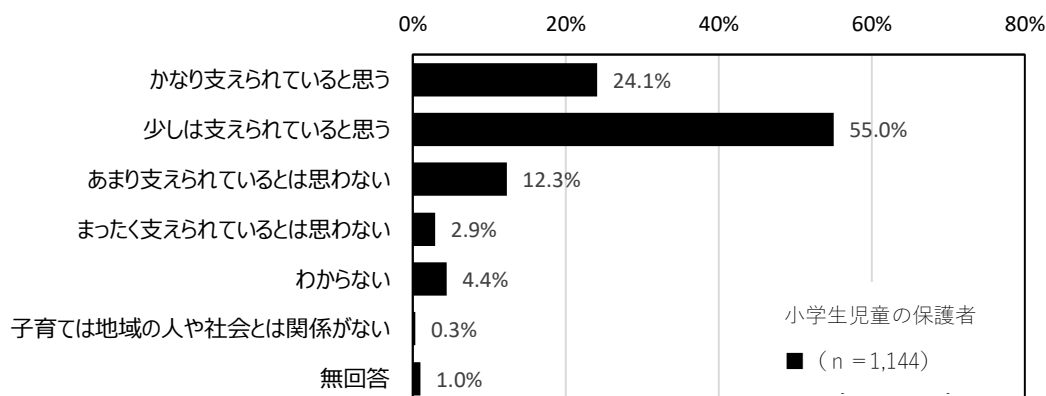
■子育てに関する相談で充実してほしいこと【子ども子育て】

「身近な場での窓口」の割合が 35.1%と最も高く、次いで「安心して相談できる環境（子どもの預かり、プライバシーの配慮等）」の割合が 32.4%であり、身近に子どもを預けて相談できる場が求められていることがうかがえます。



■子育ては地域に支えられていると思うか【子ども子育て】

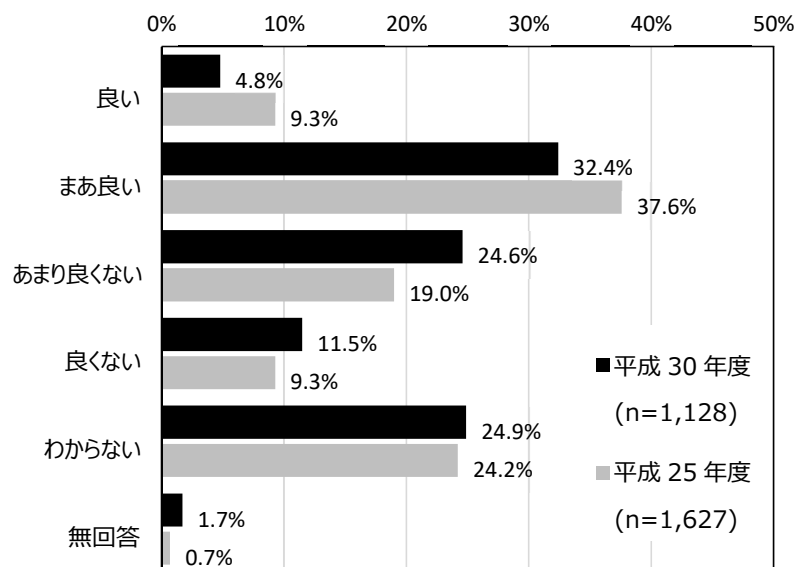
「少しは支えられていると思う」の割合が 55.0%と最も高く、次いで「かなり支えられていると思う」の割合が 24.1%、「あまり支えられているとは思わない」が 12.3%となっています。



Ⅱ 地域福祉をめぐる市の現状と課題

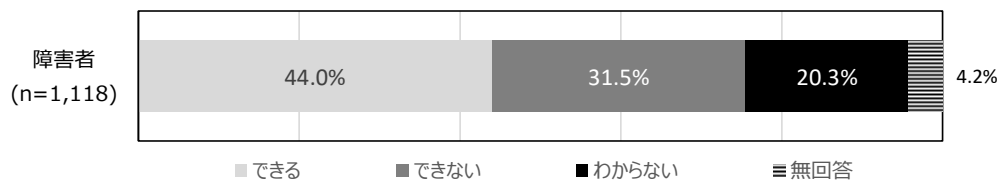
■子育て・子育てしやすい地域コミュニティづくり【子ども子育て】

平成 25 年度調査と比較し、「あまり良くない」の割合が増加しており、地域コミュニティとのかかわりの減少が懸念されます。



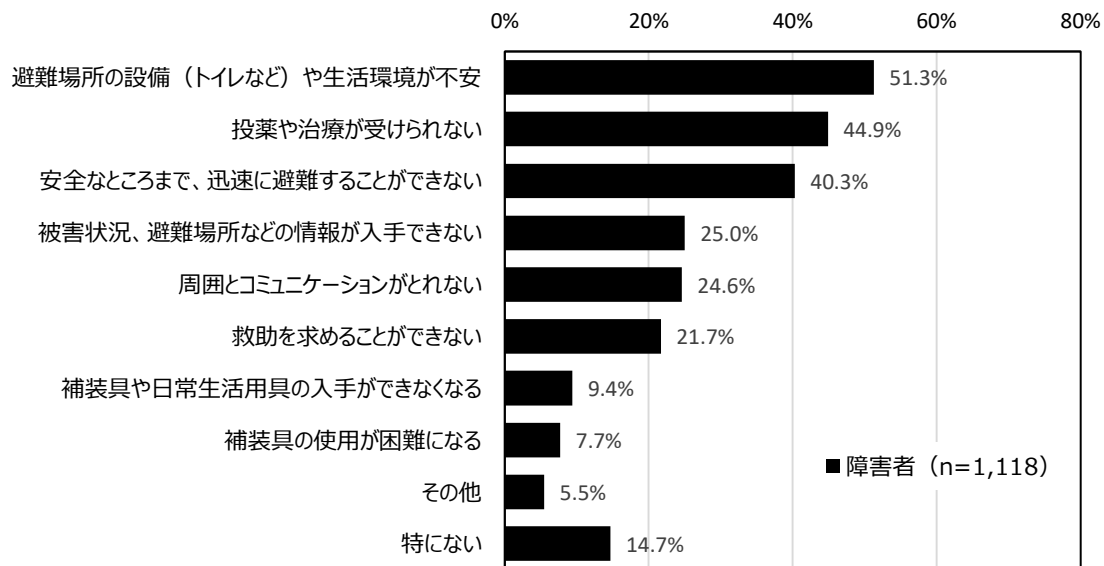
■災害時の避難の可否【障害福祉】

災害時、避難が「できない」または「わからない」障害者が 50%を超えています。避難行動要支援者名簿への登録促進と避難支援の体制整備を、「感染症」を踏まえ推進することが重要となっています。



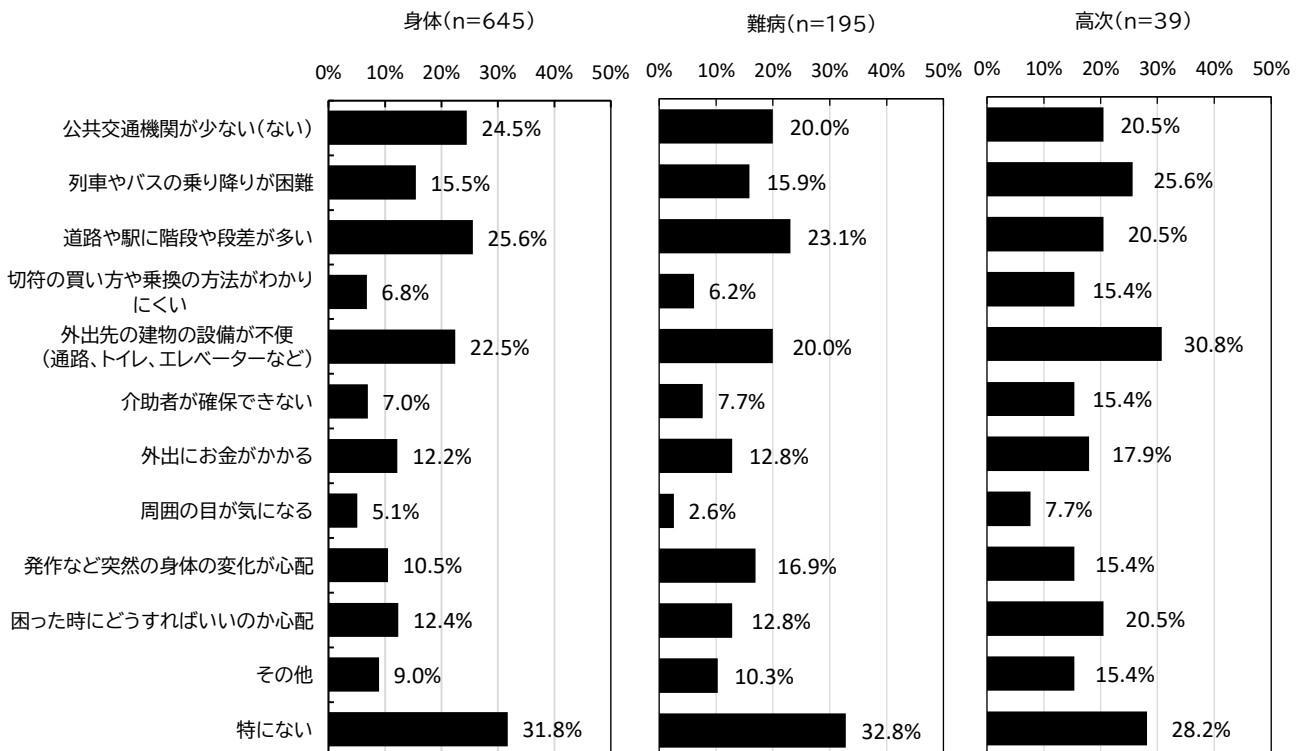
■障害者が災害時に困ること【障害福祉】

障害者が災害時に困ることでは「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」、「投薬や治療が受けられない」が1位と2位になっています。



■障害者が外出時に困ること【障害福祉】

障害者が外出時に困ることでは、「道路や駅に階段や段差が多い」、「外出先の建物の設備が不便」との回答が、身体障害者、難病患者、高次脳機能障害者で20%から30%と多くなっています。



Ⅱ 地域福祉をめぐる市の現状と課題

各関係機関へのヒアリングから見えてきた課題

地域福祉計画策定委員からの、「ニーズ把握の方法として、各計画のアンケート調査のほか、福祉窓口の相談等も取り入れてはどうか」との意見を踏まえ、地域の福祉課題をより多く把握するため、市役所の各課窓口及び地域包括支援センター、民生委員にヒアリングを行いました。

その結果から、地域福祉を充実させていく上での課題が、以下のとおり浮かびました。

【市役所の各課窓口から】

※実施部署：こども政策課、子育て相談室、障害福祉課、障害者地域支援室 健康増進課（各保健センター 市内3カ所）

◇窓口で受けた相談（困りごと）について

市役所内の各部署で受けた相談（困りごと）については、「経済的なこと」が7部署から回答があり最も多くなっています。続いて、「子育てについて」、「福祉制度について」が6部署から回答があり、3つを合計すると全体の6割を超えています。

◇相談者について

相談をした人については、「本人」、「家族」が最も多く、全体の7割を超えています。しかし、「近所の人」や「自治会・民生委員」からの相談は1割に満たないため、地域社会での支え合いや、周囲に相談できる環境づくりが課題となっています。

【各地域の包括支援センターから】

※実施部署：地域包括支援課（市役所内）、筑波地域包括センター、桜地域包括支援センター、荃崎地域包括支援センター、谷田部地域包括支援センター、豊里地域包括支援センター

◇住民からの相談で多いことは

「福祉制度に関すること」が最も多く、次いで「外出時の移動手段」、「生活困窮者への支援」となっており、3つを合計すると全体の6割を超えています。また、地域では「移動手段」に関する相談が多く寄せられ、主要な課題であることがわかりました。生活困窮については、高齢の親が引きこもり状態などの子どもの世話を続ける8050問題の相談も増加しており、今後の対応が課題となっています。

◇相談をどのような経路で受けているか

「本人」、「家族」が最も多くなっています。「近所の人」や「自治会・民生委員など」からの相談は少ないため、地域での支え合いが課題となっています。

◇地域の課題について

地域の課題として、「交通手段がない」、「災害時の（高齢者の）避難方法」、「ゴミ出しの負担軽減」などが挙げられており、高齢者が自力での移動が難しいという問題が浮かび上がっています。

◇地域づくりについて

「地域（住民や民生委員等）とケアマネ等、福祉関係部署とのネットワークづくり」や「公共の交通手段の整備」が挙げられており、他の設問で浮かび上がった課題についての改善が求められています。

【民生委員・児童委員から】

◇相談（困りごと）で多いことは

「一人暮らし高齢者等について」の相談が最も多く、全体の3割を超えています。次いで「外出時の移動手段」が多くなっており、高齢化による一人暮らし高齢者の増加や、移動手段の確保が、課題となっていることが読み取れます。

◇困りごとを抱えている住民をどのような機会に見つけるか

「本人」や「家族」からの相談はほとんどないのに対し、「近所の人との立ち話など日常生活の中」や「高齢者の実態調査」を合わせると全体の8割を超えています。このことから、地域に入り込んでいる民生委員が自ら積極的に困りごとを抱えている住民の発見に努めていることがうかがえます。

しかし、「本人」や「家族」が相談しやすい環境づくりや民生委員制度の広報活動も今後の課題となっています。

◇地域づくりについて

地域のつながりが重要であるとの回答が多く、地域住民や自治会等、地域支援者での情報共有ができる地域づくりが求められています。

3 第3期計画の推進状況

つくば市地域福祉計画（第3期）の施策実施状況と今後の方向性について、平成30年度に担当課にて行った前期進捗評価の結果は以下のとおりでした。

なお、一つの施策が複数の部局において実施されている場合があるため、計画に示された施策の数（74）と評価数（150）は一致しません。

調査項目	評価数	前期進捗評価（※1）			方向性（※2）		
		I	II	III	A	B	C
基本施策1 自立と支えあい、協働と参画の地域づくり	34	1	33	0	1	33	0
基本施策2 だれもが十分にサービスを利用できる支援体制の充実	73	7	65	1	5	68	0
基本施策3 多様な主体の連携による質・量豊富な福祉サービスの整備	43	3	40	0	8	34	1
合 計	150	11	138	1	14	135	1
合 計（％）	100	7.3	92.0	0.7	9.3	90.0	0.7

（※1） I:成果は上がっている II:一定の成果は上がっている III:成果は上がっていない

（※2） A:拡充 B:現状維持 C:縮小（廃止を含む）

以上の結果から、「I：成果は上がっている」または「II：一定の成果は上がっている」との回答は150件中149件（99.3％）であり、前期の進捗状況は概ね良好でした。

なお、「III：成果は上がっていない」の1件は、「人材バンクの充実」（社会福祉協議会）でした。

また今後の方向性については、150件中廃止1件を除く149件（99.3％）の回答が「A：拡充」または「B：現状維持」との回答であり、計画後期に向け施策の内容も現在の水準がほぼ維持される見通しとなっています。

なお、「C:縮小（廃止を含む）」の1件は、「在宅支援センター運営指導」（地域包括支援課）でした。

4 計画策定に当たってのポイント

アンケート調査の結果等により明らかになったつくば市における地域福祉推進上の課題から、本計画の策定に当たってのポイントが以下の３点に集約されました。

◆ポイント１ ～地域交流の促進～

地域における様々なコミュニティによる支え合いが必要であると考えている。そのために住民同士が知り合う機会の創出や、地域で支え合うまちづくりに取り組む活動への支援を行政に求めている。

◆ポイント２ ～情報発信の進化～

市からの情報発信は十分でないと考えている。情報を得る手段として、市の広報紙やホームページ、回覧板の存在は大きい。一方で、情報発信の手段にさらなる検討・改善が求められている。

◆ポイント３ ～組織横断的な連携体制の整備～

従来の福祉の仕組みでの対応が難しい複雑化・多様化した生活課題が増加している。地域生活課題を抱える人やその家族等を包括的に支援していくための、福祉、保健、医療、教育も含めた横断的な支援体制の強化が必要である。

Ⅲ 計画の体系

1 計画の基本目標

つくば市は、社会・経済等の情勢変化に的確に対応し、諸課題を克服しながら次の世代に継承・発展させていく「持続可能都市」を目指します。

そのために、21世紀半ばまで見据えたまちづくりの基本理念として、

「つながりを力に未来をつくる」

を掲げます。

本計画では、未来をつくる土台となる地域や暮らしづくりを進めるため、目標を

「地域で支え合い、誰もが安心して自分らしく生きる福祉のまちづくり」

とします。

「地域で支え合い」とは、住民と市や福祉関係の事業者・団体が力を合わせて地域社会の福祉課題の解決に取り組む仕組みをつくり、共生のまちづくりを実現させていくことです。

2 計画の基本施策

基本施策1 相互に支え合う地域共生のまちづくり

「第2期つくば市戦略プラン」を軸に、地域福祉計画に求められる「活動への住民参加の促進」を「基本施策1」に位置づけました。

基本施策2 誰もが十分なサービスを利用できる支援体制の強化

本施策では、誰もが、どのような状態でもサービスの利用が可能となる仕組みづくりと、社会福祉事業の健全な発達の支援を強化するための項目を整理しました。

基本施策3 誰もが安心して暮らせるための包括的支援の充実

本項目では、高齢者や子育て家庭、生活困窮者のみならず、地域のすべての人が安心して暮らすための包括的支援の施策をまとめました。

3 計画の体系図

ポイント	目標	基本施策	テーマ
1 地域交流の 促進	地域で支え合い、 誰もが安心して自分らしく生きる福祉のまちづくり	1 相互に支え合う地 域共生のまちづく り	① 市民を主体とした協働事業の展開と参加促進 ② 人びとが近隣で支え合える地域の創造 ③ 「新しい公共」を創造する市民の育成に向けた教育・啓発
2 情報発信の 進化		2 誰もが十分なサービ スを利用できる支援 体制の強化	① 多様なサービス提供主体の参入促進 ② 誰もが必要な情報を入手できる仕組みづくり ③ 誰もが安心して相談できる仕組みづくり ④ 誰もが必要なサービスを効果的に受けることができる仕 組みづくり ⑤ 福祉サービスの質の向上 ⑥ 権利擁護のための支援の充実 ⑦ 生活困窮者等の自立に向けた生活支援の推進
3 組織横断的 な連携体制 の整備		3 誰もが安心して暮ら せるための包括的支 援の充実	① 高齢者とその家族が地域で安心して暮らせるための活動 支援 ② 市民の健康づくりのための活動の推進 ③ 地域で安心して子育てができる環境づくり ④ 防災・防犯対策の充実 ⑤ 就労支援の充実 ⑥ ユニバーサルデザインのまちづくり ⑦ 居宅支援のまちづくり ⑧ 移動手段の確保 ⑨ 地域を基盤とする包括的支援の強化

施 策 名

・地域福祉計画の策定～事業評価への市民参加の促進 ・市民主体のイベントの支援	・食生活改善推進員の活動支援 ・アイラブつくばまちづくり補助金によるまちづくりの推進
・小単位での支え合いのまちづくりの推進 ・スポーツを通じた交流の促進	・区会の設立及び区会加入の促進
・地域福祉概念の普及・啓発 ・ノーマライゼーション理念の普及・啓発 ・参加しやすいボランティア活動の創出 ・人権擁護活動の推進 ・男女共同参画意識の啓発 ・差別禁止の意識啓発	・次世代の育成 ・心のバリアフリー化についての意識啓発 ・小中学校における福祉・環境教育の推進 ・市民の主体的なまちづくりに向けた意識啓発 ・「合理的配慮」提供の推進
・多様な主体によるサービス提供の促進 ・ボランティアの育成・支援と学習・活動機会の提供 ・みんなの食堂実施団体への支援	・市民協働まちづくり活動支援 ・市民チャレンジへの支援及び相談
・広報つくば・市ホームページ等を通じた福祉情報の提供体制の充実 ・NPO・ボランティアの情報提供 ・情報誌の発行	・市民活動団体の情報提供 ・民生委員児童委員との連携による情報提供
・各課総合相談の充実 ・女性・男性のための総合相談の充実 ・教育面における相談の充実 ・施設入所者等への訪問相談の充実	・総合相談の充実 ・福祉相談の充実 ・地域のキーパーソンによる相談・行政との橋渡しの仕組みづくり
・民生委員等のサポート強化 ・障害者自立支援協議会を活用した関係団体との協働	・高齢者ケアマネジメント体制の充実 ・つくば市福祉団体等連絡協議会との協働
・事業の質の向上支援 ・ケアマネジャー、相談支援事業所の資質の向上 ・福祉サービス第三者評価制度の実施体制づくり ・事業者の情報公開の促進	・福祉人材の発掘・育成 ・相談支援専門員・ホームヘルパー等の連携 ・指定管理者制度の適切な運用
・権利擁護や成年後見制度の周知徹底 ・成年後見制度の利用支援 ・障害者虐待防止事業	・高齢者虐待の防止 ・成年後見制度等の権利擁護の推進
・生活困窮者への相談支援 ・学習支援団体との協定締結による協働	・生活保護世帯や虐待のある家庭・ひとり親世帯などの総合的支援体制の整備 ・学習塾代支援
・高齢者の健康づくりの支援 ・社会福祉協議会の整備・充実 ・認知症高齢者等保護支援事業	・日常生活圏域単位の拠点整備 ・在宅医療・介護連携推進事業
・生活習慣病予防の実施 ・障害者スポーツの推進	・市民の主体的な健康づくり
・ファミリーサポートセンター事業（つくば子育てサポートサービス事業）の充実 ・子どもの居場所づくり「放課後子供教室推進事業」の実施 ・ホームスタート事業（養育支援訪問事業）の充実	・乳幼児医療・小児医療の充実 ・保育施設の適正な配置 ・地域子育て支援拠点の整備推進
・避難行動要支援者の救済対策の確立 ・子どもの安全確保	・地域防犯体制の強化
・障害者の就労支援 ・障害者の就労の充実	・高齢者の就労支援 ・生活保護受給者世帯の就労支援
・バリアフリー化の推進	
・障害者の居住支援 ・高齢者の居住確保支援	・生活困窮者への住居確保支援
・福祉有償運送の充実 ・福祉タクシー利用券の交付	・高齢者タクシー運賃助成券の交付 ・公共交通の整備
・包括的相談支援の充実	・生活支援体制整備事業

IV 施策の展開

基本施策 1 相互に支え合う地域共生のまちづくり

テーマ	①	市民を主体とした協働事業の展開と参加促進
-----	---	----------------------

「市民協働によるまちづくり」を目指すために基づき、地域での活動やイベント開催に向けた支援を行い、豊かで活力のある地域の実現に努めます。

施策名	内容	具体的な事業名	担当課
地域福祉計画の策定～事業評価への市民参加の促進	地域福祉計画の策定や事業の評価に当たり、広く市民の意見を取り入れます。	市民参加の地域福祉計画の策定、事業評価	社会福祉課
食生活改善推進員の活動支援	各地区での食育普及活動を推進するため、食生活改善推進員の養成及び活動支援をすることで、地区組織活動の充実を図ります。	食生活改善推進員の活動	健康増進課
市民主体のイベントの支援	各種大会やイベントでは、市民主体の企画運営を目指し、支援を行います。	おひさまサンサン生き生きまつり チャレンジアートフェスティバル事業等	障害福祉課 高齢福祉課 社会福祉協議会
アイラブつくばまちづくり補助金によるまちづくりの推進	市民協働によって個性豊かで活力あるまちづくりを目指します。	アイラブつくばまちづくり寄附金活用事業、市民活動自立支援	市民活動課

テーマ	②	人びとが近隣で支え合える地域の創造
-----	---	-------------------

地域において人びとが気軽に交流できる場や交流の機会を充実させ、安心の暮らしの基盤となる地域づくりを推進します。

施策名	内容	具体的な事業名	担当課
小単位での支え合いのまちづくりの推進	地域の歩いて行ける場所に、お茶を飲んだりおしゃべりできる交流の場「ふれあいサロン」をつくり、地域における支え合い活動を推進します。	ふれあいサロン事業	社会福祉協議会
小単位での支え合いのまちづくりの推進	社会参加の促進と生きがいを高めるため、市内の老人福祉センターや身近な地域でいきいきサロンを実施することで、地域の交流を図ります。	いきいきサロン事業	高齢福祉課 社会福祉協議会

Ⅳ 施策の展開

小単位での支え合いのまちづくりの推進	高齢者を中心とした地域の住民が気軽に通うことができ、高齢者の介護予防及び孤立化の防止のための憩いの場の確保を支援します。	高齢者憩いの広場運営補助事業	高齢福祉課
小単位での支え合いのまちづくりの推進	住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けられるように、地域住民による助け合い活動や支え合い活動を推進し、地域住民が福祉関係者と協力、連携しながら見守りが必要な方に対し地域で見守ることのできる仕組みづくりを進めます。	地域見守りネットワーク事業	社会福祉協議会
区会の設立及び区会加入の促進	地域コミュニティ活動への参加意識を高めるため、区会への加入を推進します。	区会の設立及び区会加入の促進、区会連合会との連携強化	市民活動課
スポーツを通じた交流の促進	(一社)つくば市スポーツ協会などと協力し、市内各地区を会場としてスポーツ・レクリエーション活動の充実を図り、地域間交流・家族交流を促進します。	スポーツ・レクリエーション活動の充実	スポーツ振興課

テーマ	③	「新しい公共」を創造する市民の育成に向けた教育・啓発
-----	---	----------------------------

社会づくりを行政とともに行う市民や各種の団体、事業者などを「新しい公共」とし、育成するために、ノーマライゼーションや人権、男女共同参画などの社会づくりのための基礎的な考え方について、啓発や教育を行います。

施策名	内容	具体的な事業名	担当課
地域福祉概念の普及・啓発	地域福祉に関する考えを市内に広めます。	地域福祉出前講座	社会福祉課
次世代の育成	市内小中学校・高校の児童生徒を対象に、福祉やボランティア活動を体験する講座等を開催し、次世代の支え手を育成します。また、体験だけでなく高齢者や障害者と触れ合う場を設け、直接、話を聞くことで、思いや生活・地域課題を知り、自分たちにできること等を考え理解を深めていきます。	福祉移動教室 青少年ボランティア体験講座	社会福祉課 社会福祉協議会
ノーマライゼーション理念の普及・啓発	障害者への理解が進むことで、障害者が安心して生活ができるよう、市民の意識啓発を行います。	チャレンジアートフェスティバル 体験乗馬療法教室	障害福祉課

心のバリアフリー化についての意識啓発	障害者への社会的障壁を取り除き、差別を行わないようにするなど、心のバリアフリー化に積極的に取り組んでもらうため、市民の意識啓発を行います。	ノーマライゼーション理念の普及、啓発	障害福祉課
参加しやすいボランティア活動の創出	ボランティア活動により多くの人に参加してもらえるよう、福祉に興味のある市民に対して啓発を図るとともに、市民を対象とした講演会や講座等を引き続き実施します。	ボランティア参加機会の創出事業	社会福祉課 障害福祉課 社会福祉協議会
小中学校における福祉・環境教育の推進	支え合いの精神を育てるため、学校教育の全領域において、道德教育をはじめとした、小中学校の福祉・環境教育を推進します。	福祉教育 道德教育 環境教育	社会福祉課 社会福祉協議会 学び推進課
人権擁護活動の推進	市民の人権問題に対する理解と人権意識の高揚を図るため、各種啓発活動や相談事業を推進し、差別のない明るく住みよい地域社会の創出を目指します。	人権教育 人権啓発 人権相談	市民活動課
市民の主体的なまちづくりに向けた意識啓発	地域でできることについて、市民一人ひとりが考え、行動するきっかけづくりとして学習支援・意識啓発を行います。	社会教育講演会・家庭教育学級 乳児、幼児、小中学生の保護者及び市民に対する家庭教育学級、講演会の実施を通じた学習支援・意識啓発	生涯学習推進課
男女共同参画意識の啓発	男女共同参画社会に対する理解と意識を深めるため、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）や性別による固定的な役割の解消など、男女共同参画意識を幅広く啓発するとともに、市民の交流促進を図り、交流の場の拡充に取り組めます。また、男女共同参画について学ぶ機会を提供し、一人ひとりの能力や行動力を高めます。	男女共同参画会議（つくばミンナのつどい） 男女共同参画セミナー 男女共同参画室だよりの発行 出前講座等	男女共同参画室
差別禁止の意識啓発	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、職員に対しては、適切に対応するために必要な研修を行い、市民に対しては、国・県の動向を見ながら、市のホームページ等にて法の主旨の普及啓発に取り組めます。	差別禁止の意識啓発	障害福祉課 人事課

Ⅳ 施策の展開

「合理的配慮」提供の推進	障害者の社会参加の促進を図り、誰もが安心して暮らせる共生のまちづくりを推進することを目的として、事業者や住民自治組織が、コミュニケーションボードの作成・物品の購入・工事の施工を行った場合に補助金を交付します。	合理的配慮支援事業	障害福祉課
--------------	--	-----------	-------

基本施策 2 誰もが十分なサービスを利用できる支援体制の強化

テーマ	①	多様なサービス提供主体の参入促進
-----	---	------------------

地域福祉推進に当たり重要な役割を担う NPO やボランティア、事業者や社会福祉協議会がよりよく活動できるよう、効果的な情報発信や団体のスキルアップや運営のための支援を行います。

施策名	内容	具体的な事業名	担当課
多様な主体によるサービス提供の促進	NPO・ボランティア、社会福祉協議会、事業者等による、それぞれの特性を生かした効果的なサービスの提供を促進します。	ボランティアセンターの充実	社会福祉課 社会福祉協議会
市民協働まちづくり活動支援	SNSの活用で、市民活動の情報を共有するための基盤を整備し、コミュニティの活性化及び市民協働を図るための広報活動を実施します。	SNS「つくば市民活動のひろば」の情報発信による市民協働推進事業	市民活動課
ボランティアの育成・支援と学習・活動機会の提供	NPO法人やボランティア団体等のネットワーク化や情報交流、各種相談サービス、ラジオやインターネット等の様々なメディアを通しての情報発信、講座・セミナー等による団体のスキルアップなど、さらなる市民活動・ボランティア活動の支援を提供していきます。	ボランティア、ボランティア団体の育成支援、子ども教室の開催	社会福祉協議会
市民チャレンジへの支援及び相談	市民活動団体等の取組を応援し、相談を受けるとともに、市民活動団体等の新たな活動を支援します。	市民活動相談事業	市民活動課
みんなの食堂実施団体への支援	食を通じて地域の子どもや大人が交流することができる地域の交流スペースとしての居場所を提供できるよう、みんなの食堂実施団体の運営を支援し新規開設を促進するため補助金を交付します。	みんなの食堂事業補助金	こども未来室

Ⅳ 施策の展開

テーマ	②	誰もが必要な情報を入手できる仕組みづくり
-----	---	----------------------

市民が情報入手先として最も多く利用している広報紙について、内容の充実とわかりやすい紙面を不断に追求するとともに、ホームページやメールマガジンなど様々な媒体を通じた情報提供を進めます。

施策名	内容	具体的な事業名	担当課
広報つくば・市ホームページ等を通じた福祉情報の提供体制の充実	地域福祉や健康づくりに関する情報を総合的・体系的に提供するため、広報つくばや、各種情報誌、市ホームページ、メールマガジン、ラジオやケーブルテレビ等の媒体を利用し、情報提供体制の充実を図ります。また、見やすさ（文字・図表・イラスト等）と、わかりやすく情報を伝える工夫を行います。	各課関係情報の充実 情報誌の充実	社会福祉課 障害福祉課 高齢福祉課 国民健康保険課 医療年金課 介護保険課 地域包括支援課 健康増進課 こども政策課 幼児保育課 こども育成課 国際交流室
市民活動団体の情報提供	市民活動センターで、市民活動団体の情報提供を行います。	市民活動団体の情報提供事業	市民活動課 国際交流室
NPO・ボランティアの情報提供	ボランティアセンターでは、NPO・ボランティアの情報提供を行います。	NPO・ボランティアの情報提供事業	社会福祉課 社会福祉協議会
民生委員児童委員との連携による情報提供	民生委員児童委員を通じて、福祉サービスの情報を提供します。	民生委員児童委員との連携による情報提供事業	社会福祉課
情報誌の発行	「社協通信つくば」を発行し、市民に市や社会福祉協議会の福祉情報を提供します。	社協通信つくばの発行事業 ボランティアニュースの発行	社会福祉協議会

テーマ	③	誰もが安心して相談できる仕組みづくり
-----	---	--------------------

さまざまな悩みや困りごとをかかえた市民が、信頼し安心して相談できる窓口の整備を進めるとともに、施設入所者に対する訪問相談の充実を図ります。

施策名	内容	具体的な事業名	担当課
各課総合相談の充実	行政内での相談体制について充実を図ります。	各課総合相談事業	社会福祉課 障害福祉課 高齢福祉課 国民健康保険課 医療年金課 介護保険課 健康増進課 子育て相談室 幼児保育課 こども育成課 国際交流室
総合相談の充実	高齢者等のあらゆる相談を受け、その方のニーズに応じて適切なサービスや制度、機関につなぐワンストップ相談窓口を、直営の地域包括支援センターとともに市内6か所に委託している地域包括支援センターで相談業務を実施します。	総合相談支援事業	地域包括支援課
女性・男性のための総合相談の充実	生き方や家庭、人間関係など様々な悩みを抱える女性を対象に、問題解決に必要な情報を提供するとともに、女性が主体的に思考・行動できるよう相談支援を行います。また、悩みを抱える男性に対しても電話相談を実施します。	女性のための相談室運営事業 男性のための電話相談実施事業	男女共同参画室
福祉相談の充実	市民の抱える様々な生活や福祉の悩みに対し、各分野の専門相談員による身近で気軽に相談できる場所をつくり、問題解決が図れるような相談体制を整備していきます。	福祉相談事業	社会福祉課 社会福祉協議会
教育面における相談の充実	関係機関等との連携を強化し、より適切で組織的な相談活動に取り組むとともに、相談員の資質向上に努めます。	教育相談事業 市費スクールソーシャルワーカーの活用 県派遣によるスクールソーシャルワーカーの活用	教育相談センター

Ⅳ 施策の展開

地域のキーパーソンによる相談・行政との橋渡しの仕組みづくり	地域において身近に相談できる窓口として、区長や民生委員児童委員における相談体制を充実し、多様化、複雑化する諸問題に対応できる地域づくりを目指します。	行政相談システムの整備	社会福祉課 社会福祉協議会
施設入所者等への訪問相談の充実	介護サービス相談員が、介護サービス施設等に出向いて、利用者の疑問や不安等の相談を受け、問題の改善やサービスの向上につなげます。	介護サービス相談員派遣事業	介護保険課

テーマ	④	誰もが必要なサービスを効果的に受けることができる仕組みづくり
-----	---	--------------------------------

福祉サービスを必要としている人びとのニーズに的確に応える体制の整備と充実を図ります。また、きめ細かなケア会議による地域課題の発見と課題解決のための取組を進めるとともに、市内の当事者団体等で構成されるつくば市福祉団体連絡協議会への支援を継続します。

施策名	内容	具体的な事業名	担当課
民生委員等のサポート強化	定例会や研修会を実施し、地域と行政の橋渡し役である民生委員等の活動を支援し、地域の連携を強化します。	民生委員児童委員協議会の支援	社会福祉課
高齢者ケアマネジメント体制の充実	地域・圏域別・自立支援の3種のケア会議を開催し、個別課題の解決を積み重ねることから、地域課題を発見し、その課題解決に向けた社会資源の開発や政策提言につなげます。	地域ケア会議推進事業	地域包括支援課
障害者自立支援協議会を活用した関係団体との協働	地域における障害者への支援体制に関する課題について、関係機関等が情報を共有し、連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行っていきます。	障害者自立支援協議会の活用推進	障害福祉課
つくば市福祉団体等連絡協議会との協働	市内の当事者団体等で構成されるつくば市福祉団体等連絡協議会への情報提供及び情報交換を行い、活動の支援を行います。	福祉団体等連絡協議会との連携	障害福祉課

テーマ	⑤	福祉サービスの質の向上
-----	---	-------------

誰もが十分な福祉サービスを受けることができるように、研修会等を通じた事業者のサービスの質の向上を支援するとともに、第三者によるサービス評価の受審と事業者の情報公開を行います。

施策名	内容	具体的な事業名	担当課
事業の質の向上支援	研修会や交流会を通じて情報を幅広く提供・共有化することにより、事業者のサービス等の質の向上を支援します。また、新規事業者が研修会や交流会に参加できるような体制づくりを推進します。	サービス事業者への研修会や交流会の開催	障害福祉課
福祉人材の発掘・育成	福祉専門職や福祉関連サービスの関係者、ボランティア等を対象に、研修を行い、福祉人材のすそ野拡大を図ります。	福祉人材の育成、福祉研修生の受入事業	社会福祉課 障害福祉課
ケアマネジャー、相談支援事業所の資質の向上	地域支援ネットワークを活用しながら、ケアマネジャーをはじめとした多職種が連携・協働することで、保健、医療、福祉、生活支援サービスなど様々な資源を活用し、包括的・継続的に支援をします。	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	地域包括支援課
相談支援専門員・ホームヘルパー等の連携	福祉サービスを円滑に提供するため、相談支援専門員とホームヘルパー等を中心とした情報交換を積極的に促します。	サービス事業者との連携	障害福祉課
福祉サービス第三者評価制度の実施体制づくり	第三者評価制度の受審を促進するとともに、第三者評価での指摘事項等について、定期的に調査等を行います。	第三者評価の受審	こども政策課 幼児保育課 こども育成課
指定管理者制度の適切な運用	指定管理者制度を引き続き活用することにより、市民サービスのより一層の向上を図ります。	指定管理者制度の活用事業	こども政策課 こども育成課 高齢福祉課
事業者の情報公開の促進	透明性の高い組織運営による質の高いサービス提供を実現するため、事業者の情報公開を促進します。	事業者の情報公開	高齢福祉課

Ⅳ 施策の展開

テーマ	⑥	権利擁護のための支援の充実
-----	---	---------------

権利擁護や成年後見制度の周知と利用の支援を進め、判断能力が十分でない人の権利擁護に努めます。また、多くのケアマネジャーが見聞きしている実態のある高齢者への虐待や障害者への虐待防止のため、関係機関や民間団体との連携協力体制を整備します。

施策名	内容	具体的な事業名	担当課
権利擁護や成年後見制度の周知徹底	認知症等により判断能力が低下し、財産管理、福祉サービス利用の契約行為を行うことが著しく困難となった方の権利侵害の予防、権利行使の支援を行います。	成年後見制度利用支援事業 成年後見制度推進事業 日常生活自立支援事業	地域包括支援課 社会福祉協議会 障害福祉課
高齢者虐待の防止	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、高齢者虐待防止法）」に基づき、速やかに被虐待者の状況を確認し、事例に即した適切な対応をします。また、高齢者虐待の防止、早期発見や適切な支援を行うために、関係機関や民間団体との連携協力体制を整備します。	権利擁護事業	地域包括支援課 高齢福祉課
成年後見制度の利用支援	成年後見制度の利用支援を目的に、審判請求費用や成年後見人等に対する報酬を助成します。また、身寄りがいないなど後見等開始の審判請求を行う人がいない障害者等を対象に、市長が審判開始の申立てを行います。	成年後見制度利用支援事業	障害福祉課 地域包括支援課
成年後見制度等の権利擁護の推進	認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が低下し、財産管理や福祉サービス利用契約が困難になった人の権利侵害の予防、権利行使の支援を目的として、成年後見制度利用相談、普及啓発、市民後見人の養成、法人後見等を実施します。	成年後見制度推進事業	障害福祉課 地域包括支援課 社会福祉協議会
障害者虐待防止事業	「つくば市障害者虐待防止センター」を設置し、障害者の虐待に関する通報の受理、障害者の保護や相談・指導及び助言を行います。また、障害者の虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発を行います。	障害者虐待防止事業	障害福祉課

テーマ	⑦	生活困窮者等の自立に向けた生活支援の推進
-----	---	----------------------

生活保護に至る手前の生活困窮者や生活保護世帯の自立支援のため、該当世帯の子どもへの学習支援を含む相談支援事業等を行います。

施策名	内容	具体的な事業名	担当課
生活困窮者への相談支援	生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施して個人の状態にあったプランを作成し、必要なサービスの提供につなげます。関係機関への同行訪問や就労支援員による就労支援などを行います。関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発等に取り組みます。	自立相談支援事業	社会福祉課 社会福祉協議会
生活保護世帯や虐待のある家庭・ひとり親世帯などの総合的支援体制の整備	多様な事情により生活に困難がある家庭に対し、関係機関等と連携して総合的なサービス提供を行います。	生活保護相談事業 家庭児童相談事業	社会福祉課 子育て相談室
学習支援団体との協定締結による協働	貧困の連鎖を断ち切るため、生活保護または就学援助受給世帯の4～9年生の子どもに対して、学習支援や安心できる居場所の提供等を行います。	つくばこどもの青い羽根 学習会	こども未来室
学習塾代支援	市内の中学校・義務教育学校に在籍する7～9年生のうち、生活保護や就学援助の受給世帯の生徒に対し、学習塾の利用にかかる経費の助成を行います。	子どもの学習塾代助成	こども未来室

基本施策 3 誰もが安心して暮らせるための包括的支援の充実

テーマ	①	高齢者とその家族が地域で安心して暮らせるための活動支援
-----	---	-----------------------------

高齢者とその家族が地域で安心した暮らしができるよう、健康づくりの支援や在宅医療・介護連携推進事業を行います。また、認知症高齢者を介護している家族への位置情報端末の貸与等の支援を行います。

施策名	内容	具体的な事業名	担当課
高齢者の健康づくりの支援	健康な高齢者に対し、栄養・運動・休養の面から支援できる運動指導事業を引き続き実施します。	健康推進事業	健康増進課 (いきいきプラザ)
日常生活圏域単位の拠点整備	高齢者が住み慣れた地域で安心した日常生活を送ることができるよう、各日常生活圏域間が均衡のとれた整備を推進します。	地域密着型サービスの推進	高齢福祉課
社会福祉協議会の整備・充実	社会福祉協議会を拠点として、地域住民や民生委員児童委員と協力しながら、高齢者・障害者等の見守り活動や地域の活性化を目的とする事業を推進します。	社会福祉協議会の整備・充実	社会福祉課 社会福祉協議会
在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討のため、地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、現状と課題の抽出や解決策の検討、連携推進のための様々な事業等を行います。	在宅医療・介護連携推進事業	地域包括支援課
認知症高齢者等保護支援事業	行方不明の恐れのある認知症高齢者を介護している家族に対し、位置情報端末機および付属品の貸与及び位置情報等の提供を行い、保護を支援します。	認知症高齢者等保護支援事業	地域包括支援課

テーマ	②	市民の健康づくりのための活動の推進
-----	---	-------------------

市民や障害者の健康づくりのためのスポーツ活動の機会づくりを進めるとともに、生活習慣病予防のための食生活改善などに関する事業を実施します。

施策名	内容	具体的な事業名	担当課
生活習慣病予防の実施	生活習慣病予防のため、ウォーキングの推進、食生活改善、健康づくりに関する事業（意識啓発やイベント・研修等）を実施します。	生活習慣病予防事業	健康増進課
市民の主体的な健康づくり	主体的な健康づくり促進のため、スポーツ事業を実施します。	スポーツ教室、イベント等の実施	スポーツ振興課
障害者スポーツの推進	障害者スポーツ人材の育成拠点を目指し、必要な事業の実施に努めます。県や各種団体が主催するイベントや講座の周知を行うとともに、障害者運動教室等を開催することで、障害者スポーツの普及に努めます。	障害者スポーツを取り入れた教室、イベントの実施 障害者スポーツサポーターの養成講座の実施	スポーツ振興課 障害福祉課

テーマ	③	地域で安心して子育てができる環境づくり
-----	---	---------------------

地域子育て支援拠点の整備充実や保育施設の適正配置、ファミリーサポートセンター事業の充実など、子育て支援のための環境整備を推進します。

施策名	内容	具体的な事業名	担当課
ファミリーサポートセンター事業（つくば子育てサポートサービス事業）の充実	子育てについて援助を受けたい人と援助したい人により会員組織をつくり、地域の人が子育て家庭を支援することを目的とし、子育て家庭を支えるネットワークの一つとします。	ファミリーサポートセンター事業（つくば子育てサポートサービス事業）	こども政策課 社会福祉協議会
乳幼児医療・小児医療の充実	日ごろから気軽に相談できる、かかりつけ医を持ち、保護者が正しい情報入手活用し、適切な受診行動ができるよう周知を図ります。 小児医療福祉費支給制度については、引き続き、保護者への啓発を図ります。	乳幼児医療・小児医療の充実 適切な受診行動につながる情報の周知	健康増進課 医療年金課
保育施設の適正な配置	少子化の進展や女性の社会進出などに対応するために、年々増加する多様な	保育施設の適正配置	こども政策課 幼児保育課

Ⅳ 施策の展開

	ニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。公と民の役割分担や責任の明確化、効率性、サービスの水準を検討しながら、民間保育事業者の特性、機動性、柔軟性を活用して、子育て家庭のニーズに対応できる保育施設を配置していきます。		
子どもの居場所づくり「放課後子供教室推進事業」の実施	放課後において、学校施設内、児童館、児童クラブ施設などの子どもの居場所にふさわしい場所を拠点として、地域の大人の協力のもと、子どもたちがさまざまな体験をすることができる「放課後子供教室推進事業」を推進します。	放課後子供教室推進事業	こども育成課
地域子育て支援拠点の整備推進	子育て中の保護者などが情報交換や相談をすることができる地域子育て支援拠点の整備を推進します。	地域子育て支援拠点の整備事業	こども政策課
ホームスタート事業（養育支援訪問事業）の充実	研修を受けた地域の子育て経験者が、子育てにストレスや不安を感じている等の親子の自立促進を目的に、週1回、2時間程度、概ね2～3か月継続訪問し、寄り添いながら「傾聴」し、また家事及び育児等を「協働」して行います。	ホームスタート事業（養育支援訪問事業）	こども政策課

テーマ	④	防災・防犯対策の充実
-----	---	------------

災害発生時に避難が一人ではできない多くの障害者がいることを踏まえ、地域と関係機関の協働による避難行動要支援者の救済体制づくりを進めます。また、子どもの安全確保のための学校との連携や、高齢者や障害者を犯罪から守る地域ネットワークを整備します。

施策名	内容	具体的な事業名	担当課
避難行動要支援者の救済対策の確立	行政と地域住民及び関係機関が協働しながら、地域防災を協議できる体制づくりと、防災知識のある人材育成に努めます。	区会との連携、避難行動要支援者名簿整備事業、避難行動要支援者の個別避難計画の策定推進、福祉避難所整備事業	社会福祉課
地域防犯体制の強化	ジョギングパトロールや防犯ボランティア団体への活動支援、防犯・環境美化サポーター活動の強化、各種防犯施策の継続等により、市民の防犯意識の高揚を図ります。	地域防犯体制の強化	防犯交通安全課

子どもの安全確保	各学校と連携を図りながら、安全で安心な学校づくりの推進に努めます。	各学校との連携、関係各課及び関係機関との連携 地域との連携による学校の防災力強化推進事業	教育総務課 (各小・中・義務教育学校)
----------	-----------------------------------	---	------------------------

テーマ	⑤	就労支援の充実
-----	---	---------

安心した暮らしと生きがい創出につながる就労の確保に向け、働くことを希望する障害者や高齢者に対する就労支援や、生活保護世帯の自立のための就労支援を行います。

施策名	内容	具体的な事業名	担当課
障害者の就労支援	総合的に職業訓練を行い、また、就職から職場定着に至るまでの相談・援助を一貫して行う、「障害者就業・生活支援センター」の活用を積極的に促します。	就労支援事業の充実	障害福祉課
高齢者の就労支援	つくば市シルバー人材センターにおいて、高齢者の就労を支援します。	高齢者の就労支援	高齢福祉課
障害者の就労の充実	障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進し、障害者就労施設等で働く障害者の自立の促進を図ります。	障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進	障害福祉課
生活保護受給者世帯の就労支援	生活保護受給者には生活の支援を行うとともに、自立して生活できるよう、就労支援を行います。	生活保護受給者世帯の就労支援事業	社会福祉課 社会福祉協議会

テーマ	⑥	ユニバーサルデザインのまちづくり
-----	---	------------------

障害の有無に関係なく、子どもから高齢者まで、すべての人が快適に利用できるユニバーサルデザインの考えに基づくまちづくりを推進するとともに、障害者が外出の際に困ることとして指摘の多かった「段差の多い道路や駅」、「不便な建物の設備」などの改善に努めます。

施策名	内容	具体的な事業名	担当課
バリアフリー化の推進	公共施設等においてバリアフリー化を含めた公共施設の環境整備に努めます。 茨城県ひとにやさしいまちづくり条例	施設環境の整備	障害福祉課 建築指導課

Ⅳ 施策の展開

	に基づき、特定公共的施設の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事をしようとしている者から届出を受け、審査することで、整備基準に適合していることを確認します。また、必要に応じて、届出者に指導及び助言を行うことで、整備基準に適合させ、すべての人が安全かつ容易に社会参加できるための環境整備を目指します。		
--	---	--	--

テーマ	⑦	居宅支援のまちづくり
-----	---	------------

障害者の日常生活を容易にするための住宅改修費用の補助や、新たな生活困窮者への住宅確保支援、高齢者の安心の暮らしを支えるため、市の高齢者居住安定確保計画に基づく事業等を行います。

施策名	内容	具体的な事業名	担当課
障害者の居住支援	重度障害者等のニーズに応えるため、国県の補助事業を積極的に活用し、住宅改修費用の補助を実施するとともに、事業内容及びその他の軽減措置に関する各種制度の周知を行います。 また、グループホームに居住する障害者のうち、低所得者の負担を軽減するための事業の活用を積極的に促します。	住宅改修事業の周知 特定障害者特別給付費事業	障害福祉課
生活困窮者への住居確保支援	離職により、住居を失った又はそのおそれが高い生活困窮者であって、収入等が一定水準以下の方に対して、有期で家賃相当額を支給します。	住居確保給付金支給事業	社会福祉課 社会福祉協議会
高齢者の居住確保支援	高齢者が安心して豊かな暮らしを営むため、つくば市高齢者居住安定確保計画に基づき、持ち家、賃貸住宅、市営住宅、施設等高齢者の住まい全般について、安定的な確保を図るための事業を実施します。	介護保険施設等の整備 市民ニーズに応じた有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の供給等 市営住宅の提供 低額な家賃の民間賃貸住宅やセーフティネット住宅、居住支援法人に関する情報提供	高齢福祉課 住宅政策課

テーマ	⑧	移動手段の確保
-----	---	---------

自動車運転免許証を返納したり、ひとり暮らしで十分な移動手段がなかったり、自動車の運転が困難な障害をもつ人たちが、買い物や通院、社会参加のための移動の利便性向上に努めます。

施策名	内容	具体的な事業名	担当課
福祉有償運送の充実	福祉有償運送事業実施団体の参入に努めることによって、公共交通機関を利用することが困難な人に対して、外出の利便を図っていきます。また、実施団体へ補助金を交付し支援していきます。	福祉有償運送の充実	障害福祉課 高齢福祉課
高齢者タクシー運賃助成券の交付	高齢者の外出支援や社会参加を促すことを目的として、タクシー運賃の一部助成を行っており、制度に関する広報・周知を図り、利用促進に努めます。	高齢者タクシー運賃助成事業	高齢福祉課
福祉タクシー利用券の交付	障害者の社会参加の促進を図るために、障害者福祉タクシー券の助成制度に関する広報・周知を図り、利用促進に努めます。	福祉タクシー利用券の交付事業	障害福祉課
公共交通の整備	将来にわたり持続可能な公共交通体系を目指し、路線による役割分担や、需要や目的に応じた適切なサービスの提供と利用促進に努め、利便性の高い公共交通網の構築を図ります。	コミュニティバス「つくバス」等の運行	総合交通政策課

テーマ	⑨	地域を基盤とする包括的支援の強化
-----	---	------------------

改正社会福祉法に対応し、地域における生活課題解決のための支援が円滑に実施されるよう、包括的な支援体制の強化に努めます。

施策名	内容	具体的な事業名	担当課
包括的相談支援の充実	高齢者等のあらゆる相談を受け、その方のニーズに応じて適切なサービスや制度、機関につなぐワンストップ相談窓口を、直営の地域包括支援センターとともに市内6か所に委託している地域包括支援センターで相談業務を実施します。	総合相談支援事業	地域包括支援課

Ⅳ 施策の展開

生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターの配置や協議体を設置し、高齢者をはじめとした住民が担い手として参加する住民主体の活動やNPO、地縁組織などが、互助を基本とした、地域で高齢者を支える体制づくりを推進します。	生活支援体制整備事業	地域包括支援課 社会福祉協議会
------------	--	------------	--------------------

V 計画の推進と進捗の管理

1 市民協働による計画の推進

一人ひとりのニーズが多様化し高度化する中で、個性溢れた魅力あるまちづくりを推進するために市民協働によるまちづくりの取組が求められています。地域福祉計画についても、この取組に沿って、各施策を推進します。

つくば市では、市民協働によるまちづくりを、次に示す3つの考え方に沿って進めています。これからの市民協働をスムーズに進めるためには、地域福祉の施策に関わるすべての人、組織・団体、行政が、この考え方を共通のものとして理解することが重要です。

◆ 『市民協働によるまちづくり』の考え方

① 情報の共有と透明性の原則

お互いが持つ情報を公開し合い、どのような課題があるか、どのような市民や団体がどのような活動をしているかなど、関係者間で情報を共有することが必要です。

② 自主・自立・対等の原則

市民活動が自主的かつ自己責任のもとで行われていることを理解し、その主体性を尊重し市民それぞれの特性を生かした柔軟な取組を支援することが大切です。

③ 対話・説明責任・評価の原則

協働事業の実施者は、お互いに積極的に対話することが必要です。また、直接協働に参加していない市民に対しても説明責任を果たすことが必要です。

様々な市民協働のまちづくり活動は、一定の時期を区切ってその継続の可否を検討することも大切です。

2 地域福祉の役割分担

計画の推進に際しての役割分担については、市民協働によるまちづくりの考え方にに基づき、以下のとおり整理しました。

【市 民】地域のことに、自分たちの問題として関心を持ち行動すること

- ・ 地域社会の一員として、福祉の問題を自分の問題として関心を持ちます。
- ・ 地域福祉の担い手として、積極的に社会活動について学習し行動します。

【社会福祉協議会、民生委員児童委員、NPO 団体等】地域福祉の輪を広げること

- ・ 市民の多様な形態での活動への参加を受け入れ、地域福祉の担い手のすそ野を広げます。
- ・ 積極的に地域に出向き、地域福祉のコーディネーター役を務めます。

【行 政】市民への情報提供・活動支援と庁内での連携を深めること

- ・ 市民への情報提供や活動支援を適切に行います。
- ・ つくば市地域福祉計画（第4期）で位置づけた 86 の施策を実現するための実施機関として、庁内での連携を図ります。

3 計画の進捗を管理する体制

「つくば市地域福祉計画（第4期）」は、第3期計画と同様、計画の中間年度（令和5年度）をめやすとして各施策の進捗確認を実施し、その結果に基づき必要に応じた施策の見直しを行います。

中間年度における各課での進捗確認と結果の集約を行うとともに、必要があると認めるときは、計画の見直しも含め、必要な措置を講じる PDCA サイクルによる進捗管理を実施します。

資料編

1 つくば市地域福祉計画（第４期）策定の経過

期 日	内 容
令和２年５月２９日	つくば市地域福祉計画（第４期）第１回策定委員会 １ 地域福祉計画の概要について ２ つくば市地域福祉計画（第３期）に係る中間評価の結果について ３ アンケートについて ４ 地域福祉計画（第４期）方針について ５ 今後の日程について
令和２年８月２０日	つくば市地域福祉計画（第４期）第２回策定委員会 １ アンケートの結果について ２ つくば市地域福祉計画（第４期）骨子案について
令和２年１０月２３日	つくば市地域福祉計画（第４期）第３回策定委員会 つくば市地域福祉計画（第４期）素案について
令和２年１１月２７日 ～１２月２７日	パブリックコメント実施 令和２年１１月２７日～１２月２７日
令和３年１月	つくば市地域福祉計画（第４期）第４回策定委員会 つくば市地域福祉計画（第４期）に係るパブリックコメントの結果について（新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面会議）
令和３年３月	つくば市地域福祉計画（第４期）第５回策定委員会 つくば市地域福祉計画（第４期）の策定報告
令和３年３月	つくば市地域福祉計画（第４期）公表

2 つくば市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、つくば市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定し、もって地域福祉の推進を図るため、つくば市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) 計画の推進状況の評価に関すること
- (3) その他計画の策定及び推進に関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域住民
- (2) 保健、医療又は福祉の関係者
- (3) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、これを主宰する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、会議の開催が困難であると認めるときは、全ての委員に対し書面又は電子メールにより意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、会議の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

3 つくば市地域福祉計画策定委員会名簿

分野	団体等名称	役職名	氏 名
地域住民	つくば市区会連合会	会長	小原 正彦
	一般公募		田口 幸子
			中島 重雄
			佐藤 大輔
			下司 優里
	つくば市民生委員児童委員連絡協議会	会長	飯泉 孝司
保健・医療・福祉関係者	つくば市シルバークラブ連合会	会長	伊藤 達也
	つくば市福祉団体等連絡協議会	会長	後藤 真紀
	つくば市社会福祉協議会	副会長	吉場 勉
	つくば市ボランティア連絡協議会	世話人代表	星埜 祥子
	つくば保健所地域保健推進室	室長	矢口 義浩
学識経験者	国立大学法人筑波大学	講師	名川 勝
	国立大学法人筑波技術大学	教授	山脇 博紀
	国立大学法人筑波大学	助教	森地 徹

令和2年4月20日現在（委嘱期間3年間）

つくば市地域福祉計画（第４期）

令和３年（２０２１年）３月

発行：つくば市保健福祉部 社会福祉課

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目１番地１

電話 029-883-1111（代表）

Fax 029-868-7543